

平成 3 1 年 3 月 4 日

第 1 回 大垣市議会定例会議案

目 次

議第 1 号	平成 3 1 年度大垣市一般会計予算
議第 2 号	平成 3 1 年度大垣市物品調達会計予算
議第 3 号	平成 3 1 年度大垣市公共用地先行取得事業会計予算
議第 4 号	平成 3 1 年度大垣市国民健康保険事業会計予算
議第 5 号	平成 3 1 年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計予算
議第 6 号	平成 3 1 年度大垣市後期高齢者医療事業会計予算
議第 7 号	平成 3 1 年度大垣市介護保険事業会計予算
議第 8 号	平成 3 1 年度大垣市簡易水道事業会計予算
議第 9 号	平成 3 1 年度大垣市市行造林事業会計予算
議第 1 0 号	平成 3 1 年度大垣市公設地方卸売市場事業会計予算
議第 1 1 号	平成 3 1 年度大垣市公共下水道事業会計予算
議第 1 2 号	平成 3 1 年度大垣市特定環境保全公共下水道事業会計予算
議第 1 3 号	平成 3 1 年度大垣市農業集落排水事業会計予算
議第 1 4 号	平成 3 1 年度大垣市駐車場事業会計予算
議第 1 5 号	平成 3 1 年度大垣市競輪事業会計予算
議第 1 6 号	平成 3 1 年度大垣市牧田財産区会計予算
議第 1 7 号	平成 3 1 年度大垣市一之瀬財産区会計予算
議第 1 8 号	平成 3 1 年度大垣市時財産区会計予算
議第 1 9 号	平成 3 1 年度大垣市病院事業会計予算
議第 2 0 号	平成 3 1 年度大垣市水道事業会計予算
議第 2 1 号	平成 3 0 年度大垣市一般会計補正予算（第 4 号）
議第 2 2 号	平成 3 0 年度大垣市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）
議第 2 3 号	平成 3 0 年度大垣市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議第 2 4 号	平成 3 0 年度大垣市競輪事業会計補正予算（第 1 号）
議第 2 5 号	平成 3 0 年度大垣市病院事業会計補正予算（第 1 号）
議第 2 6 号	平成 3 0 年度大垣市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議第 2 7 号	大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議第 2 8 号	大垣市手数料徴収条例の一部改正について
議第 2 9 号	大垣市立幼稚園条例等の一部改正について
議第 3 0 号	大垣市障害者福祉年金条例の一部改正について
議第 3 1 号	大垣市母子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
議第 3 2 号	大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議第 3 3 号	大垣市国民健康保険条例の一部改正について
議第 3 4 号	大垣市墓地条例の一部改正について

- 議第 35 号 大垣市営住宅条例の一部改正について
- 議第 36 号 大垣市情報工房条例等の一部改正について
- 議第 37 号 大垣市総合福祉会館条例等の一部改正について
- 議第 38 号 大垣市勤労者総合福祉センター条例等の一部改正について
- 議第 39 号 大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正について
- 議第 40 号 大垣市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議第 41 号 大垣市子育て総合支援センター条例の一部改正について
- 議第 42 号 大垣市教育振興基金条例の廃止について
- 議第 43 号 上石津町及び墨俣町の編入に伴う大垣市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する条例の廃止について
-
- 報第 1 号 専決処分の報告について

議第21号

平成30年度大垣市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度大垣市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,373,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,443,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

平成31年3月4日 提出

大垣市長 小川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入		歳出			歳入				
款	項	補正前の額	補正額	計	款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		6,416,145	4,050	6,420,195			6,416,145	4,050	6,420,195
	1. 国庫負担金	5,311,106	△38,500	5,272,606			5,311,106	△38,500	5,272,606
15. 県支出金	2. 国庫補助金	1,069,092	42,550	1,111,642			1,069,092	42,550	1,111,642
		3,626,813	△13,650	3,613,163			3,626,813	△13,650	3,613,163
17. 寄附金	1. 県負担金	2,217,549	△19,250	2,198,299			2,217,549	△19,250	2,198,299
	2. 県補助金	1,094,627	11,500	1,106,127			1,094,627	11,500	1,106,127
	3. 委託金	314,637	△5,900	308,737			314,637	△5,900	308,737
19. 繰越金		457,290	184,800	642,090			457,290	184,800	642,090
	1. 寄附金	457,290	184,800	642,090			457,290	184,800	642,090
20. 諸収入		1,163,200	877,200	2,040,400			1,163,200	877,200	2,040,400
	1. 繰越金	1,163,200	877,200	2,040,400			1,163,200	877,200	2,040,400
6. 雑収入		2,278,191	30,000	2,308,191			2,278,191	30,000	2,308,191
	6. 雑収入	978,307	30,000	1,008,307			978,307	30,000	1,008,307

21. 市	債		8, 011, 500	291, 300	8, 302, 800
		債			
	1. 市	債	8, 011, 500	291, 300	8, 302, 800
歳	入	合 計	61, 070, 000	1, 373, 700	62, 443, 700

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		10,223,120	1,071,200	11,294,320
1. 総務管理費		7,786,810	925,700	8,712,510
8. 交通安全対策費		1,043,660	145,500	1,189,160
3. 民生費		21,156,940	△58,600	21,098,340
1. 社会福祉費		4,295,830	24,000	4,319,830
2. 老人福祉費		2,245,590	7,400	2,252,990
3. 児童福祉費		9,537,020	△90,000	9,447,020
4. 衛生費		3,978,590	43,300	4,021,890
1. 保健衛生費		1,505,650	43,300	1,548,950
6. 農林水産業費		924,300	10,100	934,400
1. 農業費		262,040	4,400	266,440
4. 土地改良費		579,180	5,700	584,880
7. 工商費		2,153,310	8,600	2,161,910
1. 商工費		2,115,610	4,800	2,120,410

8. 土	木	費	2. 繰	出	金	37,700	3,800	41,500
						6,613,340	△199,400	6,413,940
			2. 道	路	橋	り	よ	う
								費
						1,484,280	△48,000	1,436,280
			3. 河	川	水	路	費	
						871,570	△6,300	865,270
			4. 都	市	計	画	費	
						1,658,370	△111,300	1,547,070
			5. 住	宅	費			
						532,670	△8,800	523,870
			6. 繰	出	金			
						1,826,120	△25,000	1,801,120
10. 教	育	費				7,799,340	498,500	8,297,840
			1. 教	育	総	務	費	
						837,010	33,500	870,510
			2. 小	学	校	校	費	
						2,359,530	362,600	2,722,130
			3. 中	学	校	校	費	
						524,730	68,400	593,130
			4. 幼	稚	園	園	費	
						917,290	34,000	951,290
			歳	出	合	計		
						61,070,000	1,373,700	62,443,700

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度		額	
	補正	前	補正	後
かんがい排水事業	23,400		25,900	
道路整備事業	487,000		400,700	
公営住宅解体事業	33,400		25,500	
学校教育施設整備事業	1,231,200		1,601,600	
幼稚園施設整備事業	19,200		31,800	
計	8,011,500		8,302,800	

第3表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	2. 老人福祉費	地域介護・福祉空間整備補助金	7,400
	3. 児童福祉費	民間保育所増改築事業補助金	157,320
4. 衛生費	1. 保健衛生費	風しん抗体検査事業	43,300
6. 農林水産業費	1. 農業費	経営体育成支援事業補助金	4,800
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路安全対策事業	52,200
		揖斐川橋修復整備事業	57,350
10. 教育費	2. 小学校費	小学校トイレ改修事業	192,400
		小学校外壁改修事業	170,200
	3. 中学校費	中学校トイレ改修事業	68,400
13. 災害復旧費	4. 幼稚園費	幼稚園外壁改修事業	18,000
	1. 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	5,000
		道路橋りょう災害復旧事業	25,660

平成30年度大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫負担金	5,220,102	△45,000	5,175,102	2. 児童福祉費	△45,000	累計 障害児通所支援給付費 児童発達支援給付費 放課後等デイサービス給付費 △10,000×1/2 △5,000 △80,000×1/2 △40,000
3. 教育費国庫負担金	88,784	6,500	95,284	1. 幼稚園費	6,500	施設型給付費 13,000×1/2
計	5,311,106	△38,500	5,272,606			

(単位：千円)

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費国庫補助金	216,077	7,400	223,477	4. 老人福祉費	7,400	累計 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費 7,400×10/10

(単位：千円)

3. 衛生費 国庫補助金	12,387	20,200	32,587	1. 保健衛生費	20,200	累計 風しん抗体検査事業費 40,400×1/2	32,337
4. 土木費 国庫補助金	354,515	△32,550	321,965	2. 都市計画費	△32,550	累計 社会資本総合整備事業費 木造住宅耐震改修工事助成事業費 要安全確認計画記載建築物耐震診断事業費 道路整備事業費 吸収源対策公園緑地整備事業費	58,992 △7,200 △4,900 △3,300 △17,150
5. 教育費 国庫補助金	374,222	47,500	421,722	2. 小学校費	31,795	累計 学校施設整備費 大規模改造 226,185×1/3 冷房設備対応臨時特例事業費 学校冷房設備	331,158 75,395 △43,600 △130,800×1/3
				3. 中学校費	10,905	累計 学校施設整備費 大規模改造 32,715×1/3	13,508
				4. 幼稚園費	4,800	累計 幼稚園施設整備費 大規模改造 14,400×1/3	23,677
計	1,069,092	42,550	1,111,642				

(款) 15. 県支出金

(項) 1. 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費県負担金	2,162,180	△22,500	2,139,680	3. 児童福祉費	△22,500	累計 障害児通所支援給付費 児童発達支援給付費 △10,000×1/4 △2,500 放課後等デイサービス給付費 △80,000×1/4 △20,000
3. 教育費県負担金	44,392	3,250	47,642	1. 幼稚園費	3,250	施設型給付費 13,000×1/4
計	2,217,549	△19,250	2,198,299			

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費県補助金	712,100	16,500	728,600	3. 福祉医療費	16,500	累計 重度心身障害者医療費 33,000×1/2
4. 農林水産業費県補助金	176,224	4,400	180,624	1. 農業費	4,400	累計 農地集積促進事業費

6. 土木費 県補助金	45,662	△10,950	34,712	2. 河川水路費	△3,150	累計 県単排水機場改修事業費 △6,300×1/2	11,350
				3. 都市計画費	△7,800	累計 木造住宅耐震改修工事助成事業費 要安全確認計画記載建築物耐震診断事業費 △3,600	8,482 △4,200
7. 教育費 県補助金	85,568	1,550	87,118	3. 幼稚園費	1,550	累計 施設型給付費 3,100×1/2	38,890
計	1,094,627	11,500	1,106,127				

(款) 15. 県支出金
(項) 3. 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 土木費 委託金	43,677	△5,900	37,777	2. 都市計画費	△5,900	累計 道路整備事業費 10,566
計	314,637	△5,900	308,737			

(款) 17. 寄附金
(項) 1. 寄附金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費寄附金	444,780	165,500	610,280	1. 総務管理費	50,000	累計 402,000
				2. 交通安全対策費	115,500	累計 208,280
2. 民生費寄附金	9,610	19,300	28,910	2. 老人福祉費	19,300	累計 19,800
計	457,290	184,800	642,090			

(款) 19. 繰越金
(項) 1. 繰越金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1,163,200	877,200	2,040,400	1. 繰越金	877,200	
計	1,163,200	877,200	2,040,400			

(款) 20. 諸収入
(項) 6. 雑入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雑入	968,297	30,000	998,297	1. 総務雑入	30,000	累計 134,145 養老線支援基金積立事業負担金

計	978,307	30,000	1,008,307			
---	---------	--------	-----------	--	--	--

(款) 21. 市債
(項) 1. 市債
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 農林水産業債	68,100	2,500	70,600	1. 土地改良債	2,500	かんがい排水事業債
4. 土木債	978,700	△94,200	884,500	1. 土木債	△48,000	累計 道路整備事業債
				2. 都市計画債	△38,300	累計 道路整備事業債
6. 教育債	1,444,600	383,000	1,827,600	3. 住宅債	△7,900	累計 公営住宅解体事業債
				1. 教育債	383,000	学校教育施設整備事業債 幼稚園施設整備事業債
計	8,011,500	291,300	8,302,800			370,400 12,600

2 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				財源			一般財源	区分	金額	
				特 定 財 債	地方債	その他				
1. 一般管理費	1,005,740	56,400	1,062,140	-	-	-	56,400	3. 職員手当等	575,870	退職手当
9. 企画費	516,220	69,300	585,520	-	-	69,300	-	8. 報償費	150,174	報償金
21. 諸費	185,200	800,000	985,200	-	-	-	800,000	25. 積立金	294,810	累計 水都大垣ふるさと応援基金積立金
計	7,786,810	925,700	8,712,510	-	-	69,300	856,400	25. 積立金	806,700	累計 財政調整基金積立金 減債基金積立金

(款) 2. 総務費

(項) 8. 交通安全対策費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				財源			一般財源	区分	金額	
				特 定 財 債	地方債	その他				
1. 交通安全対策費	1,043,660	145,500	1,189,160	-	-	145,500	-	25. 積立金	239,170	累計 養老線支援基金積立金
計	1,043,660	145,500	1,189,160	-	-	145,500	-			

(款) 3. 民生費
(項) 1. 社会福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	地方債	その他	区分	金額	
3. 心身障害者医療費	1,105,650	24,000	1,129,650	16,500	-	-	20. 扶助費	24,000	累計 心身障害者医療扶助費 1,099,800
計	4,295,830	24,000	4,319,830	16,500	-	-		7,500	

(款) 3. 民生費
(項) 2. 老人福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	地方債	その他	区分	金額	
1. 老人福祉対策費	424,300	7,400	431,700	7,400	-	-	19. 負担金補助及び交付金	7,400	累計 地域介護・福祉空間整備等事業補助金 56,221
計	2,245,590	7,400	2,252,990	7,400	-	-			

(款) 3. 民生費
(項) 3. 児童福祉費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	地方債	その他	区分	金額	
3. 障害児福祉費	567,620	△90,000	477,620	△67,500	-	-	20. 扶助費	△90,000	累計 児童発達支援給付費 389,260 児童発達支援給付費 △10,000 放課後等デイサービス給付費 △80,000
計	9,537,020	△90,000	9,447,020	△67,500	-	-		△22,500	

(款) 4. 衛生費
(項) 1. 保健衛生費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				国県支出金	特定財源	その他	区分	金額			
										一般財源	
4. 予防費	609,770	43,300	653,070	20,200	-	-	23,100	11. 需用費	990	累計 消耗品費 印刷製本費	6,276 20 970
								12. 役員費	1,910	累計 通信運搬費 手数料	6,196 1,400 510
計	1,505,650	43,300	1,548,950	20,200	-	-	23,100	13. 委託料	40,400	累計 風しん抗体検査委託料	635,652

(款) 6. 農林水産業費
(項) 1. 農業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				国県支出金	特定財源	その他	区分	金額			
										一般財源	
2. 農業費	177,790	4,400	182,190	4,400	-	-	-	19. 負担金補助及び交付金	4,400	累計 農地集積促進事業補助金	87,637
計	262,040	4,400	266,440	4,400	-	-	-				

(款) 6. 農林水産業費

(項) 4. 土地改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
3. 土地改良施設整備費	449,830	5,700	455,530	-	2,500	-	3,200	19. 負担金補助及び交付金	5,700	累 計 129,200 県営かんがい排水事業負担金
計	579,180	5,700	584,880	-	2,500	-	3,200			

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
1. 商工振興費	1,339,590	4,800	1,344,390	-	-	-	4,800	19. 負担金補助及び交付金	4,800	累 計 186,840 中小企業小口資金信用保証料補助金
計	2,115,610	4,800	2,120,410	-	-	-	4,800			

(款) 7. 商工費

(項) 2. 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額
1. 公設地方卸売市場費	37,700	3,800	41,500	-	-	-	3,800	28. 繰出金	3,800	
計	37,700	3,800	41,500	-	-	-	3,800			

(款) 8. 土木費
(項) 2. 道路橋りょう費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債その他					
3. 道路新設改良費	550,910	△48,000	502,910	-	△48,000	-	19. 負担金補助及び交付金	△48,000	累計 県単独道路改良事業負担金 5,100	
計	1,484,280	△48,000	1,436,280	-	△48,000	-				

(款) 8. 土木費
(項) 3. 河川水路費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債その他					
2. 河川水路維持費	473,400	△6,300	467,100	△3,150	-	△3,150	13. 委託料	△6,300	累計 調査委託料 54,494	
計	871,570	△6,300	865,270	△3,150	-	△3,150				

(款) 8. 土木費
(項) 4. 都市計画費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債その他					
1. 都市計画総務費	350,020	△27,700	322,320	△19,900	-	△7,800	19. 負担金補助及び交付金	△27,700	累計 木造住宅耐震改修工事費補助金 △15,600 要安全確認計画記載建築物耐震診断費補助金 △12,100 28,533	
2. 市街地整備費	156,990	△12,000	144,990	-	-	△12,000	13. 委託料	△12,000	累計 郭町東西街区事業化推進調査委託料 49,700	

4. 公園新設改良費	362,740	△11,500	351,240	△17,150	-	-	5,650	15. 工事請負費	△11,500	累計	28,200
6. 街路事業費	143,450	△60,100	83,350	△9,200	△38,300	△12,600	△12,600	12. 役務費	△2,100	累計 手数料	94
								13. 委託料	△20,400	累計 設計委託料 測量委託料 調査委託料	37,100 △15,900 △900 △3,600
	1,658,370	△111,300	1,547,070	△46,250	△38,300	△26,750	△26,750	19. 負担金補助及び交付金	△37,600	累計 県施行街路事業負担金	22,084
計											

(款) 8. 土木費

(項) 5. 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源 国県支出金	地方債	その他	区分	金額			
										一般財源	
1. 市営住宅管理費	361,710	△8,800	352,910	-	△7,900	-	△900	15. 工事請負費	△8,800	累計	136,300
計	532,670	△8,800	523,870	-	△7,900	-	△900				

(款) 8. 土木費

(項) 6. 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源 国県支出金	地方債	その他	区分	金額			
										一般財源	
1. 公共下水道費	1,573,940	△25,000	1,548,940	-	-	△25,000	△25,000	28. 繰出金	△25,000		
計	1,826,120	△25,000	1,801,120	-	-	△25,000	△25,000				

(款) 10. 教育費
(項) 1. 教育総務費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財債	その他	一般財源	区分		金額
2. 事務局費	245,060	33,500	278,560	-	-	-	33,500	3. 職員手当等	累計 退職手当 106,380	
計	837,010	33,500	870,510	-	-	-	33,500			

(款) 10. 教育費
(項) 2. 小学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財債	その他	一般財源	区分		金額
3. 学校営繕費	1,753,100	362,600	2,115,700	31,795	316,500	-	14,305	15. 工事請負費	累計 2,028,100	
計	2,359,530	362,600	2,722,130	31,795	316,500	-	14,305			

(款) 10. 教育費
(項) 3. 中学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財債	その他	一般財源	区分		金額
3. 学校営繕費	103,800	68,400	172,200	10,905	53,900	-	3,595	15. 工事請負費	累計 152,900	
計	524,730	68,400	593,130	10,905	53,900	-	3,595			

(款) 10. 教育費
(項) 4. 幼稚園費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財 地方債	その他	一般財源	区分		金額
1. 幼稚園費	917,290	34,000	951,290	16,100	12,600	-	5,300	15. 工事請負費	18,000	71,100
								19. 負担金補助 及び交付金	16,000	319,875
計	917,290	34,000	951,290	16,100	12,600	-	5,300			施設型給付費

給 書 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1,141 人	千円 4,057,440	千円 2,989,490	千円 7,046,930	千円 1,596,050	千円 8,642,980	
補 正 前	1,141	4,057,440	2,899,590	6,957,030	1,596,050	8,553,080	
比 較	0	0	89,900	89,900	0	89,900	

区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当
補 正 後	119,160	127,640	43,520	72,210	45,310	468,120	6,400	1,230	58,640	1,625,670	421,590
補 正 前	119,160	127,640	43,520	72,210	45,310	468,120	6,400	1,230	58,640	1,625,670	331,690
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89,900

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中起債見込額		当該年度末現在高見込額	
	補正前	補正後	補正前	補正後
1. 普通債	5,703,000	5,994,300	37,564,653	37,855,953
(1) 公共事業等	267,900	250,700	3,440,924	3,423,724
(3) 学校教育	1,250,400	1,633,400	4,357,716	4,740,716
(8) 一般単独	2,578,000	2,503,500	10,636,557	10,562,057
合 計	8,011,500	8,302,800	66,624,066	66,915,366

議第 22 号

平成 30 年度大垣市公設地方卸売市場事業会計補正予算 (第 1 号)

平成 30 年度大垣市の公設地方卸売市場事業会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 3 月 4 日 提出

大垣市長 小 川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位：千円)			
歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市場事業収入	収入		59,400	△3,800	55,600
		1. 市場事業収入	59,400	△3,800	55,600
2. 繰入金	金		37,700	3,800	41,500
		1. 一般会計繰入金	37,700	3,800	41,500
歳入		合計	97,100	0	97,100

歳出		(単位：千円)			
歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市場事業費	費		78,350	-	78,350
		1. 市場事業費	78,350	-	78,350
歳出		合計	97,100	-	97,100

平成30年度大垣市公設地方卸売市場事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 1. 市場事業収入

(項) 1. 市場事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 市場使用料	40,700	△3,000	37,700	1. 市場使用料	△3,000	
2. 雑入	18,700	△800	17,900	1. 雑入	△800	
計	59,400	△3,800	55,600			

(款) 2. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	37,700	3,800	41,500	1. 一般会計繰入金	3,800	
計	37,700	3,800	41,500			

2 歳 出

(款) 1. 市場事業費

(項) 1. 市場事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				事業収入	繰入金	源	区分	金額	
1. 市場管理費	78,350	-	78,350	△3,800	3,800				
計	78,350	-	78,350	△3,800	3,800				

議第23号

平成30年度大垣市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

平成30年度大垣市の公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,765,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月4日 提出

大垣市長 小 川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	歳入	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	金		1,573,940	△25,000	1,548,940
		1. 一般会計繰入金	1,573,940	△25,000	1,548,940
6. 市債	債		1,509,900	△140,000	1,369,900
		1. 市債	1,509,900	△140,000	1,369,900
歳入		合計	5,930,000	△165,000	5,765,000

(単位：千円)

歳出	歳出	項	補正前の額	補正額	計
1. 公共下水道費	費		3,073,200	△165,000	2,908,200
		1. 公共下水道建設費	2,166,100	△165,000	2,001,100
歳出		合計	5,930,000	△165,000	5,765,000

第2表 地方債補正

(単位：千円)

	起債の目的	限度		額	
		補正	前	補正	後
公共下水道建設事業		1,200,100		1,060,100	
	計	1,509,900		1,369,900	

平成30年度大垣市公共下水道事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	1,573,940	△25,000	1,548,940	1. 一般会計繰入金	△25,000	
計	1,573,940	△25,000	1,548,940			

(款) 6. 市債

(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 公共下水道債	1,509,900	△140,000	1,369,900	1. 公共下水道債	△140,000	公共下水道建設事業債
計	1,509,900	△140,000	1,369,900			

2 歳 出

(款) 1. 公共下水道費

(項) 1. 公共下水道建設費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	地方債繰入金	その他	区分	金額	
1. 総務費	147,900	-	147,900	-	△8,000	8,000	-		
2. 下水道布設費	1,585,300	△165,000	1,420,300	-	△132,000	△33,000	-	△16,000	累計 設計委託料外
							13. 委託料		累計 汚水管渠布設工事費外
							15. 工事請負費	△89,000	1,145,000
							22. 補償補填及び賠償金	△60,000	累計 水道管移設補償費
計	2,166,100	△165,000	2,001,100	-	△140,000	△25,000	-		

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中起債見込額		当該年度末現在高見込額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
1. 公 営 企 業 債	1,509,900	1,369,900	34,384,291	34,244,291
(1) 公 共 下 水 道	1,209,900	1,069,900	29,838,596	29,698,596
合 計	1,509,900	1,369,900	34,384,291	34,244,291

議第24号

平成30年度大垣市競輪事業会計補正予算(第1号)

平成30年度大垣市の競輪事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成31年3月4日 提出

大垣市長 小川 敏

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1. 競輪事業費	2. 競輪開催費	競輪場施設再整備基本設計委託	48,600

議第25号

平成30年度大垣市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度大垣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を

次のとおり補正する。

		収 入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	33,769,000千円	100,000千円	33,869,000千円
第1項 病院医業収益	33,259,000千円	100,000千円	33,359,000千円
		支 出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	33,759,000千円	100,000千円	33,859,000千円
第1項 病院医業費用	33,111,000千円	100,000千円	33,211,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第3条 予算第8条に定めた「たな卸資産の購入限度額は、13,565,420千円」を「たな卸資産の購入限度額は、13,665,420千円」に改める。

平成31年3月4日 提出

大垣市長 小 川 敏

平成30年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益			33,769,000	100,000	33,869,000	
	1. 病院医業収益		33,259,000	100,000	33,359,000	
		2. 外来収益	13,571,000	100,000	13,671,000	

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用			33,759,000	100,000	33,859,000	
	1. 病院医業費用		33,111,000	100,000	33,211,000	
		2. 材料費	13,560,400	100,000	13,660,400	

平成30年度大垣市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー					
(1) 当年度純利益					10,000
(2) 減価償却費					1,463,000
(3) 固定資産売却費					98,700
(4) 長期前払消費税の増減額(△は増加)					△ 123,129
(5) 貸倒引当金の増減額(△は減少)					9,000
(6) 引当金(負債性引当金)の増減額(△は減少)					△ 385,400
(7) 奨学金貸付除額					68,400
(8) 長期前受金戻入額					△ 47,100
(9) 受取利息及び受取配当金					△ 30,800
(10) 支払利息					110,000
(11) 未収金の増減額(△は増加)					293,264
(12) 未払金の増減額(△は減少)					△ 557,883
(13) たな卸資産の増減額(△は増加)					110
				小計	908,162
(14) 利息及び配当金の受取額					30,800
(15) 利息の支払額					△ 110,000
				業務活動によるキャッシュ・フロー	828,962

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 1,413,971
(2) 有価証券の取得による支出	△ 1,005,000
(3) 奨学金等の貸付による支出	△ 585,800
(4) 奨学金等の返還による収入	160,000
(5) 国庫補助金等による収入	1,000
(6) 国庫補助金等の返還による支出	△ 300
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 2,844,071</u>

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 238,000
(2) リース債務の返済による支出	△ 20,800
(3) 他会計からの出資による収入	153,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 105,800</u>

資金増加額 (又は減少額)

△ 2,120,909

資金期首残高

24,442,046

資金期末残高

22,321,137

平成30年度大垣市病院事業予定貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

1. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地			1,193,740
ロ 建物		33,603,470	
ハ 構築物	減価償却累計額	<u>△ 18,807,200</u>	14,796,270
ニ 器械備品	減価償却累計額	<u>△ 106,104</u>	80,019
ホ 車両	減価償却累計額	<u>△ 9,262,353</u>	3,013,846
ヘ リース資産	減価償却累計額	<u>△ 26,948</u>	4,958
	減価償却累計額	<u>△ 73,336</u>	<u>157,953</u>
			19,246,786
			有形固定資産合計

(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権	<u>444</u>		
		無形固定資産合計	444
(3) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券	1,005,000		
ロ 長期貸付金	2,037,050		
ハ 長期前払消費税	<u>123,129</u>		
		投資その他の資産合計	<u>3,165,179</u>
		固定資産合計	22,412,409
2. 流動資産			
(1) 現金預金			22,321,137
(2) 未収金	5,553,300		
	<u>△ 96,077</u>		5,457,223
(3) 貯蔵品			<u>288,977</u>
		流動資産合計	<u>28,067,337</u>
		資産合計	<u><u>50,479,746</u></u>

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>4,835,753</u>	
(2) リース債務	企業債合計	4,835,753	
(3) 引当金		119,290	
イ 退職給付引当金			
		<u>3,361,566</u>	
	引当金合計		
	固定負債合計	<u>3,361,566</u>	8,316,609
4. 流動負債			
(1) 企業債 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		<u>237,640</u>	
(2) リース債務	企業債合計	237,640	
(3) 未払金		51,018	
(4) 引当金		1,820,000	
イ 賞与引当金			
		<u>805,600</u>	
	引当金合計		805,600

(5) その他流動負債					
イ 預り金				<u>8,000</u>	
					<u>8,000</u>
					2,922,258
5. 繰延収益					
(1) 長期前受金					
イ 受贈財産評価額		132,322			
ロ 寄附金			89,372		
ハ 補助金				13,529	
		<u>△ 42,950</u>		<u>△ 62,447</u>	
		75,976		1,089,952	
				<u>△ 724,173</u>	
					<u>365,779</u>
					<u>468,680</u>
					<u>468,680</u>
					11,707,547

	資 本 部	の	部
6. 資 本 金			21, 843, 065
7. 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 補 助 金	<u>149, 109</u>		
		149, 109	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金 年 度 未 残 高	16, 770, 025		
当 年 度 純 利 益	<u>10, 000</u>		
		<u>16, 780, 025</u>	
			<u>16, 929, 134</u>
			<u>38, 772, 199</u>
			<u>50, 479, 746</u>

平成30年度大垣市病院事業会計補正予算実施計画明細書

収益的収入

(款) 1. 病院事業収益

(項) 1. 病院医業収益

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 外来収益	13,571,000	100,000	13,671,000	外来収益	100,000	
計	33,259,000	100,000	33,359,000			

収益的支出

(款) 1. 病院事業費用

(項) 1. 病院医業費用

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 材料費	13,560,400	100,000	13,660,400	薬品費	100,000	累計 9,004,000
計	33,111,000	100,000	33,211,000			

議第26号

平成30年度大垣市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成30年度水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度大垣市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を

次のとおり補正する。

(科 目)	収 入	
	(既決予定額)	(補正予定額)
第1款 水道事業収益	2,288,000千円	△31,000千円
第2項 営業外収益	411,300千円	△31,000千円
		380,300千円
(科 目)	支 出	
	(既決予定額)	(補正予定額)
第1款 水道事業費用	2,029,000千円	△10,400千円
第1項 営業費用	1,872,500千円	△29,400千円
第2項 営業外費用	156,000千円	19,000千円
		175,000千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,167,000千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,196,000千円」に、「当年度分損益勘定留保資金603,259千円」を「当年度分損益勘定留保資金632,259千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入	(補 正 予 定 額)	(計 算)
第1款 資本的収入	168,000千円	△29,000千円	139,000千円
第2項 負担金	137,100千円	△29,000千円	108,100千円

平成31年3月4日 提出

大垣市長 小 川 敏

平成30年度大垣市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業収益			2,288,000	△ 31,000	2,257,000	
	2. 営業外収益		411,300	△ 31,000	380,300	
		3. 雑収益		215,900	△ 31,000	184,900

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業費用			2,029,000	△ 10,400	2,018,600	
	1. 営業費用		1,872,500	△ 29,400	1,843,100	
		2. 配水及び給水費		488,400	△ 29,400	459,000
2. 営業外費用			156,000	19,000	175,000	
	2. 消費方消費税		41,000	19,000	60,000	

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入			168,000	△ 29,000	139,000	
	2. 負担金		137,100	△ 29,000	108,100	
		2. 工事負担金	117,100	△ 29,000	88,100	

平成30年度大垣市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー					
(1) 当年度純益					182,505
(2) 減価償却費					846,600
(3) 固定資産除却費					51,000
(4) 貸倒引当金の増減額(△は減少)					3,400
(5) 引当金(負債性引当金)の増減額(△は減少)					14,740
(6) 長期前受金戻入額					△ 194,700
(7) 受取利息及び受取配当金					△ 700
(8) 支払利息					111,700
(9) 未収金の増減額(△は増加)					△ 57,480
(10) 未払金の増減額(△は減少)					△ 149,632
(11) たな卸資産の増減額(△は増加)					1,100
					<hr/>
				小計	808,533
(12) 利息及び配当金の受取額					700
(13) 利息の支払額					△ 111,700
					<hr/>
					697,533

業務活動によるキャッシュ・フロー

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 909, 535
(2) 国庫補助金等による収入	125, 730
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 783, 805</u>
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 358, 200
(2) 他会計からの出資による収入	12, 900
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 345, 300</u>
資金増加額（又は減少額）	△ 431, 572
資金期首残高	2, 301, 097
資金期末残高	<u>1, 869, 525</u>

平成30年度大垣市水道事業予定貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		389,422	
ロ 建物	663,029		
	<u>△ 273,304</u>	389,725	
ハ 構築物	29,699,634		
	<u>△ 13,140,192</u>	16,559,442	
ニ 機械及び装置	3,645,038		
	<u>△ 2,046,918</u>	1,598,120	
ホ 車両運搬具	18,533		
	<u>△ 14,438</u>	4,095	
ヘ 工具、器具及び備品	16,453		
	<u>△ 14,855</u>	1,598	
ト 建設仮勘定		<u>184,353</u>	

有形固定資産合計

19,126,755

固定資産合計

19,126,755

2. 流動資産			
(1) 現金預金	1,869,525		
(2) 未収金	492,710		
貸倒引当金	<u>△ 49,650</u>	443,060	
(3) 貯蔵品		<u>3,394</u>	
			<u>2,315,979</u>
流動資産合計			<u>21,442,734</u>

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>4,377,611</u>		
(2) 引当金		4,377,611	
イ 退職給付引当金		<u>96,567</u>	
			<u>96,567</u>
引当金合計			<u>96,567</u>
固定負債合計			4,474,178

4. 流動負債

(1) 企業債 イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		362,900	企業債合計	
(2) 未払金		362,900		
(3) 引当金 イ 賞与引当金		380,750		
		<u>18,674</u>		
(4) その他流動負債			引当金合計	18,674
イ 預り金		481		
ロ 預り保証金		<u>1,000</u>		
			その他流動負債合計	<u>1,481</u>
			流動負債合計	763,805

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

イ 受贈財産評価額	472,168	
収益化累計額	<u>△ 99,527</u>	372,641
ロ 国庫補助金	26,202	
収益化累計額	<u>△ 7,063</u>	19,139
ハ 県補助金	5,720	
収益化累計額	<u>△ 4,219</u>	1,501
ニ 他会計補助金	10,534	
収益化累計額	<u>△ 10,096</u>	438
ホ 他会計負担金	491,328	
収益化累計額	<u>△ 278,800</u>	212,528
ヘ 工事負担金	7,123,919	
収益化累計額	<u>△ 3,573,226</u>	<u>3,550,693</u>
		<u>4,156,940</u>
		<u>4,156,940</u>
		9,394,923

長期前受金合計

繰延収益合計

負債合計

資 本 部

6. 資 本 金		10,202,002
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	22,614	
		22,614
資 本 剰 余 金 合 計		
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	39,493	
ロ 利 益 積 立 金	5,100	
ハ 建 設 改 良 積 立 金	600,000	
ニ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		
繰 越 利 益 剰 余 金 年 度 未 残 高	996,097	
当 年 度 純 利 益	182,505	
		1,823,195
利 益 剰 余 金 合 計		1,845,809
剰 余 金 合 計		12,047,811
資 本 合 計		21,442,734
負 債 資 本 合 計		

平成30年度大垣市水道事業会計補正予算実施計画明細書

収益的収入

- (款) 1. 水道事業収益
(項) 2. 営業外収益

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雑収益	215,900	△ 31,000	184,900	その他雑収益	△ 31,000	累計 112,500
計	411,300	△ 31,000	380,300			

収益的支出

- (款) 1. 水道事業費用
(項) 1. 営業費用

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 配水及び給水費	488,400	△ 29,400	459,000	修繕費	△ 29,400	累計 308,300
計	1,872,500	△ 29,400	1,843,100			

(款) 1. 水道事業費用
 (項) 2. 営業外費用
 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2. 消費税及び 地方消費税	41,000	19,000	60,000	消費地	19,000		
計	156,000	19,000	175,000				

資 本 的 収 入

(款) 1. 資本的収入
 (項) 2. 負担金
 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2. 工事負担金	117,100	△ 29,000	88,100	工事	△ 29,000		
計	137,100	△ 29,000	108,100				

議第 27 号

大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 3 月 4 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議第28号

大垣市手数料徴収条例の一部改正について

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例

大垣市手数料徴収条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表7の部1の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同部2の項中「第87条の2第1項」を「第87条の4第1項」に改め、同部7の項及び9の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同部中61の項を65の項とし、同部60の項中「第86条の8第3項」の次に「（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同項を同部62の項とし、同項の次に次の2項を加える。

63 法第87条の3第5項に規定する建築物の用途を変更して興行場等に一時的に使用する許可の申請に対する審査	用途変更興行場等一時使用許可申請手数料	1件につき	12万円
64 法第87条の3第6項に規定する建築物の用途を変更して特別興行場等に一時的に使用する許可の申請に対する審査	用途変更特別興行場等一時使用許可申請手数料	1件につき	16万円

別表7の部59の項中「第86条の8第1項」の次に「又は法第87条の2第1項」を加え、同項を同部61の項とし、同部中35の項から58の項までを2項ずつ繰り下げ、同部34の項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同項を同部36の項とし、同部33の項中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同項を同部35の項とし、同部32の項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同項を同部34の項とし、同部中20の項から31の項までを2項ずつ繰り下げ、同部19の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同項を同部21の項とし、同部中18の項を20の項とし、17の項を19の項とし、同部16の項中「審査」の次に「（17及び18に掲げるものを除く。）」を加え、同項の次に次の2項を加える。

<p>17 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。）に規定する用途地域等における建築物の建築等の許可の申請に対する審査で法第48条第16項第1号に該当する場合</p>	<p>法第48条第16項第1号に該当する用途地域内建築等許可申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>12万円</p>
<p>18 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する場合を含む。）に規定する用途地域等における建築物の建築等の許可の申請に対する審査で法第48条第16項第2号に該当する場合</p>	<p>法第48条第16項第2号に該当する用途地域内建築等許可申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>14万円</p>

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。

議第 29 号

大垣市立幼稚園条例等の一部改正について

大垣市立幼稚園条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 3 月 4 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市立幼稚園条例等の一部を改正する条例

(大垣市立幼稚園条例の一部改正)

第 1 条 大垣市立幼稚園条例(昭和 27 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「大垣市立南幼稚園 大垣市美和町 1 8 7 1 番地」及び「大垣市立江東幼稚園 大垣市内原 3 丁目 1 3 5 番地」を削り、「大垣市立小野幼稚園 大垣市小野 1 丁目 1 7 1 番地」を「大垣市立三城幼保園(幼稚園部) 大垣市東町 3 丁目 2 7 番地 1」に改める。

(大垣市立保育所設置条例の一部改正)

第 2 条 大垣市立保育所設置条例(昭和 48 年条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「大垣市立三城保育園 大垣市小野 2 丁目 2 7 番地」を削り、「大垣市立すもと保育園 大垣市外渚 4 丁目 6 7 番地」を「大垣市立綾里幼保園(保育園部) 大垣市綾野 5 丁目 8 7 番地 大垣市立すもと保育園 大垣市外渚 4 丁目 6 7 番地 に、大垣市立三城幼保園(保育園部) 大垣市東町 3 丁目 2 7 番地 1」 「大垣市立青墓幼保園(保育園部) 大垣市青墓町 2 丁目 2 2 8 番地 大垣市立綾里幼保園(保育園部) 大垣市綾野 5 丁目 8 7 番地 」を 「大垣市立青墓幼保園(保育園部) 大垣市青墓町 2 丁目 2 2 8 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議第30号

大垣市障害者福祉年金条例の一部改正について

大垣市障害者福祉年金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市障害者福祉年金条例の一部を改正する条例

大垣市障害者福祉年金条例（昭和45年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「障害者とは」を「この条例において「障害者」とは」に改め、同条第2項中「児童」を「この条例において「児童」」に、「者を」を「ものを」に改め、同条第3項中「保護者」を「この条例において「保護者」」に、「者を」を「ものを」に改める。

第5条第1項第1号中「障害者」の次に「（市長が別に定める者を除く。）」を加える。

第6条第2項を削る。

第8条第1項を次のように改める。

市長は、受給者の属する世帯が年金の支給を受ける年度（4月から6月までの間にあっては前年度）に納付すべき市町村民税の課税世帯であるときは、当該受給者にその年の7月から翌年の6月までの年金を支給しない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行し、同月以後の月分の障害者福祉年金の支給について適用する。

議第 3 1 号

大垣市母子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

大垣市母子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 3 月 4 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市母子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

大垣市母子家庭等医療費助成に関する条例（昭和 5 4 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「9 月まで」を「1 0 月まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 7 月 1 日から施行する。

議第 3 2 号

大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 3 月 4 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の見出し中「利率」の次に「及び保証人」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 1 5 条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 1 2 条」を「第 1 1 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 4 条及び第 1 5 条第 3 項の規定は、施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議第33号

大垣市国民健康保険条例の一部改正について

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大垣市国民健康保険条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第17条の6中「58万円」を「61万円」に改める。

第21条第1項中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項及び第4項中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第17条の6及び第21条の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第34号

大垣市墓地条例の一部改正について

大垣市墓地条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市墓地条例の一部を改正する条例

大垣市墓地条例（昭和56年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（使用の許可）

第4条 墓地を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 墓地を使用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市に本籍又は住所を有する者

(2) その他市長が特別の事由があると認める者

3 前項第1号に該当する者として第1項の許可を受けたものは、市外に本籍又は住所を移した後においても当該墓地を使用できるものとする。

第5条中「前条第1項」を「前条第2項」に改める。

第6条第1項及び第7条中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 35 号

大垣市営住宅条例の一部改正について

大垣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 3 月 4 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市営住宅条例の一部を改正する条例

大垣市営住宅条例（平成 9 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 7 項中「1 人とする」を「1 人とし、又は必要としない」に改める。

附則中第 13 項を第 14 項とし、第 9 項から第 12 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

（期限を定めた退去の要請による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例）

9 当分の間、特に老朽化が著しく市長が期限を定め退去を要請するものとして指定した市営住宅の入居者が、当該退去期限までに他の市営住宅に新たに入居する場合において、新たに入居する市営住宅の家賃の額が従前の市営住宅の最終の家賃の額を超えることとなるときは、第 14 条第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項若しくは第 3 項、第 33 条第 1 項又は第 40 条の規定にかかわらず、新たに入居する市営住宅の家賃の額から従前の市営住宅の最終の家賃の額を控除した額に次の表の左欄に掲げる入居期間の区分に応じ同表の右欄に定める率を乗じて得た額を減額するものとする。

入居期間	率
3 年以下の場合	6 分の 6
3 年を超え 4 年以下の場合	6 分の 5
4 年を超え 5 年以下の場合	6 分の 4
5 年を超え 6 年以下の場合	6 分の 3
6 年を超え 7 年以下の場合	6 分の 2
7 年を超え 8 年以下の場合	6 分の 1

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議第36号

大垣市情報工房条例等の一部改正について

大垣市情報工房条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市情報工房条例等の一部を改正する条例

(大垣市情報工房条例の一部改正)

第1条 大垣市情報工房条例(平成9年条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条、第12条関係)

時間区分 使用区分	午前	午後	夜間	全日	時間延長1 時間につ き
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時半まで	午前9時から午後9時半まで	
スィンクホール	12,030円	16,050円	17,550円	38,790円	5,030円
セミナー室	4,310	5,750	6,290	13,910	1,800
研修室	9,870	10,700	11,020	26,870	3,480
多目的研修室	4,120	5,510	6,020	13,320	1,720
会議室1	850	1,150	1,250	2,780	350
会議室2	850	1,150	1,250	2,780	350
会議室3	2,490	3,320	3,630	8,040	1,030
会議室4	3,800	5,070	5,540	12,250	1,590
創作コーナー	一般 1人1時間につき 230				
	中学生/小学生 1人1時間につき 110				

備考

- 1 入場料等を徴収する場合の利用料金は、当該利用料金に、入場料等(消費税を除く。)が、1,000円未満の場合は100分の130、1,000円以上3,000円未満の場合は100分の150、3,000円以上の場合は100分の200を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 2 冷房設備又は暖房設備を使用した場合は、市長が定める額を加算する。
- 3 使用時間を算定する場合において1時間未満の端数を生じたときは、こ

れを1時間に切り上げるものとする。

4 附属設備等の利用料金は、市長が別に定める額とする。

(大垣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正)

第2条 大垣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例(昭和59年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大垣市地区センター条例の一部改正)

第3条 大垣市地区センター条例(昭和60年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

ア 大垣市東地区センター利用料金

使用時間 室名	使用時間区分			
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
集会室	830円	830円	830円	2,090円
第1会議室	620円	620円	620円	1,570円
第2会議室	520円	520円	520円	1,250円

イ 大垣市北地区センター利用料金

使用時間 室名	使用時間区分			
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
ホール	1,570円	1,570円	2,090円	5,230円
会議室1	520円	520円	830円	1,870円
会議室2	620円	620円	1,040円	2,280円
和室1	520円	520円	830円	1,870円
和室2	620円	620円	1,040円	2,280円

ウ 大垣市西地区センター利用料金

使用時間 室名	使用時間区分			
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
ホール	1,570円	1,570円	2,090円	4,710円
会議室	520円	520円	830円	1,570円
和室	520円	520円	830円	1,570円

エ 大垣市南地区センター利用料金

使用時間		使用時間区分			
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
ホール	全室使用	1,570円	1,570円	2,090円	4,710円
	分割使用	830円	830円	1,150円	2,410円
会議室A		520円	520円	830円	1,570円
会議室B		520円	520円	830円	1,570円
会議室C		520円	520円	830円	1,570円
和室全室		1,040円	1,040円	1,570円	3,140円
和室A		730円	730円	1,040円	2,090円
和室B		520円	520円	830円	1,570円

オ 大垣市三城地区センター利用料金

使用時間		使用時間区分			
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
ホール		1,570円	1,570円	2,090円	4,710円
会議室		520円	520円	830円	1,570円
和室		520円	520円	830円	1,570円
調理室		1,040円	1,040円	1,360円	2,610円

カ 大垣市和合地区センター利用料金

使用時間		使用時間区分			
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
多目的ホール		1,570円	1,570円	2,090円	4,710円
和室		520円	520円	830円	1,570円
洋室		520円	520円	830円	1,570円

キ 大垣市赤坂東地区センター利用料金

使用時間		使用時間区分			
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
ホール		1,570円	1,570円	2,090円	5,230円
会議室		520円	520円	830円	1,870円

和室	520円	520円	830円	1,870円
調理室	1,040円	1,040円	1,570円	3,650円

ク 大垣市安井地区センター利用料金

使用時間		使用時間区分			
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
室名					
ホール		1,570円	1,570円	2,090円	4,710円
会議室		520円	520円	830円	1,570円
和室		520円	520円	830円	1,570円
調理室	会議等の 開催	520円	520円	830円	1,570円
	調理設備 の使用	1,040円	1,040円	1,360円	3,140円

ケ 大垣市宇留生地区センター利用料金

使用時間		使用時間区分			
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
室名					
ホール		1,570円	1,570円	2,090円	4,710円
会議室		520円	520円	830円	1,570円
和室		520円	520円	830円	1,570円
調理室	会議等の 開催	520円	520円	830円	1,570円
	調理設備 の使用	1,040円	1,040円	1,360円	3,140円

コ 大垣市荒崎地区センター利用料金

使用時間		使用時間区分			
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
室名					
ホール		1,570円	1,570円	2,090円	4,710円
会議室		520円	520円	830円	1,570円
和室		520円	520円	830円	1,570円
調理室	会議等の 開催	520円	520円	830円	1,570円

	調理設備 の使用	1,040円	1,040円	1,360円	3,140円
--	-------------	--------	--------	--------	--------

サ 大垣市日新地区センター利用料金

使用時間		使用時間区分			
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
室名					
多目的ホール		1,570円	1,570円	2,090円	4,710円
会議室	全室使用	830円	830円	1,250円	2,610円
	分割使用	520円	520円	830円	1,570円
和室		520円	520円	830円	1,570円

シ 大垣市江東地区センター利用料金

使用時間		使用時間区分			
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
室名					
多目的ホール		2,090円	2,090円	3,140円	6,280円
和室	全室使用	830円	830円	1,250円	2,610円
	分割使用	520円	520円	830円	1,570円
会議室		520円	520円	830円	1,570円
料理教室		1,040円	1,040円	1,570円	3,140円
学習室		520円	520円	830円	1,570円
遊戯室		無料			

ス 大垣市興文地区センター利用料金

使用時間		使用時間区分			
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
室名					
1階和室		520円	520円	520円	1,560円
1階会議室		520円	520円	520円	1,560円
1階2室使用		830円	830円	830円	2,490円
2階会議室		1,040円	1,040円	1,040円	3,120円

セ 大垣市赤坂地区センター利用料金

使用時間		使用時間区分			
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
室名					

多目的ホール		1,570円	1,570円	2,090円	5,230円
和室	全室使用	830円	830円	1,250円	2,610円
	分割使用	520円	520円	830円	1,570円
会議室		520円	520円	830円	1,570円
調理室		1,040円	1,040円	1,570円	3,140円

ソ 大垣市綾里地区センター利用料金

使用時間		使用時間区分			
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
室名					
多目的ホール		1,570円	1,570円	2,090円	4,710円
会議室	全室使用	830円	830円	1,360円	2,090円
	分割使用	520円	520円	830円	1,570円
和室	全室使用	830円	830円	1,360円	2,090円
	分割使用	520円	520円	830円	1,570円
調理室	会議等の 開催	520円	520円	830円	1,570円
	調理設備 の使用	1,040円	1,040円	1,360円	3,140円

タ 大垣市川並地区センター利用料金

使用時間		使用時間区分			
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
室名					
多目的ホール		1,570円	1,570円	2,090円	4,710円
会議室	全室使用	830円	830円	1,360円	2,090円
	分割使用	520円	520円	830円	1,570円
和室	全室使用	830円	830円	1,360円	2,090円
	分割使用	520円	520円	830円	1,570円
調理室	会議等の 開催	520円	520円	830円	1,570円
	調理設備 の使用	1,040円	1,040円	1,360円	3,140円

チ 大垣市中川地区センター利用料金

使用時間 室名		使用時間区分			
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
多目的ホール		1,570円	1,570円	2,090円	4,710円
会議室1		830円	830円	1,360円	2,090円
会議室2	全室使用	830円	830円	1,360円	2,090円
	分割使用	520円	520円	830円	1,570円
和室	全室使用	830円	830円	1,360円	2,090円
	分割使用	520円	520円	830円	1,570円
調理室	会議等の 開催	520円	520円	830円	1,570円
	調理設備 の使用	1,040円	1,040円	1,360円	3,140円

ツ 大垣市青墓地区センター利用料金

使用時間 室名		使用時間区分			
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
多目的 ホール	全室使用	1,570円	1,570円	2,090円	4,710円
	分割使用	830円	830円	1,360円	2,510円
会議室	全室使用	830円	830円	1,360円	2,090円
	分割使用	520円	520円	830円	1,570円
和室	全室使用	830円	830円	1,360円	2,090円
	分割使用	520円	520円	830円	1,570円
調理室	会議等の 開催	520円	520円	830円	1,570円
	調理設備 の使用	1,040円	1,040円	1,360円	3,140円

備考 センターに係る冷房設備又は暖房設備を使用した場合は、市長が定める額を加算する。

(大垣市多目的交流イベントハウス設置条例の一部改正)

第4条 大垣市多目的交流イベントハウス設置条例（平成19年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表展示室の項中「200円」を「210円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(大垣市情報工房条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大垣市情報工房条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大垣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の大垣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例第2条第4項の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大垣市地区センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の大垣市地区センター条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大垣市多目的交流イベントハウス設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の大垣市多目的交流イベントハウス設置条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

議第 3 7 号

大垣市総合福祉会館条例等の一部改正について

大垣市総合福祉会館条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 3 月 4 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市総合福祉会館条例等の一部を改正する条例

(大垣市総合福祉会館条例の一部改正)

第 1 条 大垣市総合福祉会館条例(昭和 6 0 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 1 2 条関係)

会館利用料金

時間区分 使用区分		午前	午後	夜間	全日	時間延長1 時間につ き
		午前9時か ら正午ま で	午後1時か ら午後4時 まで	午後5時か ら午後9時 まで	午前9時か ら午後9時 まで	
ホ ー ル	平日	8,850円	15,170円	22,760円	37,940円	6,310円
	土曜日、日曜 日及び休日	12,640	22,760	31,610	56,910	8,850
会議室		2,510	3,150	4,420	8,850	870
第1研修室		1,250	1,630	2,510	5,050	490
第2研修室		1,880	2,510	3,780	7,570	750
第1教養室		620	870	1,250	2,510	240
第2教養室		1,250	1,630	2,510	5,050	490
視聴覚室		620	870	1,250	2,510	240
調理室		3,780	3,780	5,050	10,110	990

備考

- 1 入場料等を徴収する場合の利用料金は、この表に掲げる利用料金に、入場料等(消費税を除く。)が1,000円未満の場合は100分の130、1,000円以上3,000円未満の場合は100分の150、3,000円以上の場合は100分の200を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 使用時間を算定する場合において1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

3 この表において休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第2中「24, 840」を「25, 300」に改める。

（大垣市中川ふれあいセンター条例の一部改正）

第2条 大垣市中川ふれあいセンター条例（平成5年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

時間区分 使用区分		午前	午後	夜間	全日	時間延長1 時間につ き
		午前9時か ら正午ま で	午後1時か ら午後4時 まで	午後5時か ら午後9時 まで	午前9時か ら午後9時 まで	
ホ ー ル	平日	10,110円	16,420円	24,020円	40,470円	7,570円
	土曜日、日曜 日及び休日	13,880	24,020	32,870	59,450	10,110
集会室（全室）		4,420	5,680	8,200	16,420	1,630
集会室（大）		3,150	4,150	6,310	12,640	1,250
集会室（小）		1,880	2,510	3,780	7,570	750
会議室（大）		1,630	2,010	2,900	5,680	620
会議室（小）		620	870	1,250	2,510	240
第1研修室		1,250	1,630	2,510	5,050	490
第2研修室		1,250	1,630	2,510	5,050	490
作業室		1,250	1,630	2,510	5,050	490
ボランティア室		750	990	1,500	3,020	360
第1娯楽室		750	990	1,500	3,020	360
第2娯楽室		750	990	1,500	3,020	360

備考

1 入場料等を徴収する場合の利用料金は、この表に掲げる利用料金に、入場料等（消費税を除く。）が1,000円未満の場合は100分の130、1,000円以上3,000円未満の場合は100分の150、3,000円以上の場合は100分の200を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切

り捨てた額) とする。

2 冷房設備又は暖房設備を使用した場合は、市長が定める額を加算する。

3 使用時間を算定する場合において1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

4 この表において休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

（大垣市老人福祉センター条例の一部改正）

第3条 大垣市老人福祉センター条例（昭和50年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表(2)の表中「540円」を「550円」に、「260円」を「270円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「810円」を「820円」に改め、同表(3)の表中「1,080円」を「1,100円」に、「530円」を「540円」に、「300円」を「310円」に、「1,480円」を「1,500円」に改める。

（大垣市立学校施設使用条例の一部改正）

第4条 大垣市立学校施設使用条例（昭和34年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

時間区分 使用区分		午前	午後	夜間	全日
		午前8時から 午後1時まで	午後1時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午前8時から 午後10時まで
運動場		円 620	円 620	円 620	円 1,500
体 育 館	330㎡未満	490	490	490	1,180
	330㎡以上	870	870	870	2,100
	490㎡未満				
	490㎡以上	1,250	1,250	1,250	3,020
	660㎡未満				
	660㎡以上	1,630	1,630	1,630	3,930
特別教室等		240	240	240	580
備 考	1 使用許可時間を超過した場合は、1時間につき使用料金の3割増とする。 2 照明及びガス設備等の使用に係る使用料については、市長の定める額とする。				

(大垣市青年の家設置条例の一部改正)

第5条 大垣市青年の家設置条例(昭和39年条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第14条関係)

1 会場利用料金

時間区分 使用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
工作室	620円	620円	1,040円	1,930円
食堂	940	940	1,570	2,930
料理教室	780	780	1,310	2,410
講堂	3,140	3,140	5,230	9,790
研修室	1,570	1,570	2,610	4,870
礼法室	620	620	1,040	1,930
第一宿泊室	620	620	1,040	1,930
第二宿泊室	1,250	1,250	2,090	3,870
第一教室	620	620	1,040	1,930
第二教室	620	620	1,040	1,930
小会議室	620	620	1,040	1,930
備考	1 第一宿泊室及び第二宿泊室の利用料金の適用については、会議等に使用する場合に限る。 2 附属設備、冷暖房設備等を使用する場合は、市長が定める額を加算する。			

2 宿泊料等

使用区分	単位	利用料金
講師宿泊室	1室1泊	3,140円
第一宿泊室 第二宿泊室	1人1泊	520
備考	1 使用時間は、当日の午後5時から翌日の午前9時までとする。 2 市外のもの(団体にあつては、その事務所の所在地が市外であるものをいう。)が使用する場合の利用料金は、上記の利用料金に2を乗じて得た額とする。	

3 上記のほか、冷暖房、スリーピングシート等の利用料金については、市長が定める額を加算する。

(大垣城ホール条例の一部改正)

第6条 大垣城ホール条例（昭和63年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

大垣城 ホール		区分		金額				
				午前	午後	夜間	全日	時間外
				9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00	9:00～ 21:00	1時間 につき
団体 利用	大 ホ ー ル	入場料等 を徴収し ないとき	平日	円 3,020	円 6,060	円 6,060	円 13,650	円 1,500
			土曜日・ 日曜日・ 休日	4,540	9,090	9,090	20,480	2,270
		入場料等 を徴収す るとき	平日	6,060	12,140	12,140	27,310	3,020
			土曜日・ 日曜日・ 休日	9,090	18,200	18,200	40,970	4,540
		多 目 的 室	平日	990	2,010	2,010	4,540	490
			土曜日・日曜日・休日	1,500	3,020	3,020	6,820	750
	会 議 室	第一会議室	2,510	3,270	4,150	8,980	870	
		第二会議室	1,250	1,630	2,010	4,430	490	
		第三会議室	620	750	870	2,030	240	
		研修室	2,510	3,270	4,150	8,980	870	
	ロビー		990	2,010	2,010	4,540	490	
	個 人 利 用	卓球	大人	210	210	210	520	
小学生			50	50	50	120		
中学生								
高校生								
	高齢者	100	100	100	260			

	附属設備等	附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「高齢者」とは、満65歳以上の者（年齢を証するものを提示できる者に限る。）をいう。 2 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。 3 興行を目的とする場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に5を乗じて得た額とする。 4 特別の理由により市長が必要と認めたときは、利用料金を1時間単位で計算することができる。この場合において、1時間未満の端数はこれを1時間とする。 5 大ホールの床面積を2分の1又は3分の1として使用する場合の利用料金は、それぞれの利用料金の2分の1又は3分の1相当額とする。 6 利用料金に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。 7 スポーツ個人利用の場合は、別に定める額とする。 8 照明設備等については、市長の定める額とする。 9 冷房設備又は暖房設備を使用した場合は、市長が定める額を加算する。 10 この表において休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。 		

（大垣市公民館条例の一部改正）

第7条 大垣市公民館条例（昭和57年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「540円」を「550円」に改める。

（大垣市時山健康増進施設設置条例の一部改正）

第8条 大垣市時山健康増進施設設置条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表中「430円」を「440円」に改める。

（大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部改正）

第9条 大垣市体育諸施設の設置等に関する条例（昭和47年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

(1) 北公園

野 球 場	区分	金額							
		午前			午後			夜間	全日
		6:00～ 8:10	8:10～ 10:20	10:20～ 12:30	12:30～ 14:40	14:40～ 16:50	16:50～ 19:00	19:00～ 21:30	6:00～ 21:30
入場料 等を徴 収しな いとき	円 2,510	円 2,510	円 2,510	円 2,510	円 2,510	円 2,510	円 2,510	円 2,510	円 13,900
	6,310			6,310					
入場料 等を徴 収する とき	7,570	7,570	7,570	7,570	7,570	7,570	7,570	7,570	41,720
	18,960			18,960					
会議室	3,150			3,150			3,780	9,090	
審判室	1,250			1,250			1,250	3,020	
記録室 ・放送 室	1,250			1,250			1,250	3,020	
本部室	1,250			1,250			1,250	3,020	
記者室	1,250			1,250			1,250	3,020	
更衣室 (1室に つき)	1,250			1,250			1,250	3,020	
控室(1 室につ き)	1,250			1,250			1,250	3,020	
スコア ボード	6,310			6,310			6,310	15,170	
附属設 備等	附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。								

備考

- 1 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 2 スポーツ興行を目的とする場合の利用料金は、使用しようとする者が

市内の者である場合の利用料金に5を乗じて得た額とする。

3 特別の理由により市長が必要と認めたときは、利用料金を1時間単位で計算することができる。この場合において、1時間未満の端数はこれを1時間とし、利用料金に10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

4 照明設備等については、市長の定める額とする。

陸上競技場	区分		金額			
			午前	午後	夜間	全日
			6:00～ 12:30	12:30～ 19:00	19:00～ 21:30	6:00～ 21:30
団体利用		円 1,250	円 1,250	円 1,250	円 3,020	
個人利用	一般（1人につき）		1回 210 回数券 11片綴 2,100 年間利用料金 21,120			
	小学生／中学生／高校生／高齢者（1人につき）		1回 50 回数券 11片綴 500 年間利用料金 5,280			
附属設備等		附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。				

備考

- 「高齢者」とは、満65歳以上の者（年齢を証するものを提示できる者に限る。）をいう。
- 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 照明設備等については、市長の定める額とする。

相撲場	金額		
	午前	午後	全日
	6:00～12:30	12:30～19:00	6:00～19:00
無料とする。			

(2) 西公園

区分	金額			
	午前	午後	夜間	全日

				6:00～ 12:30	12:30～ 17:00	17:00～ 21:30	6:00～ 21:30
庭 球 場	団 体 利 用	入場料等を徴収 しないとき	1面	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 3,630
		入場料等を徴収 するとき		4,540	4,540	4,540	10,910
	個 人 利 用	一般（1人につき）		310	310	310	730
		小学生／中学生／高校生 （1人につき）		100	100	100	260
		高齢者（1人につき）		210	210	210	480
		一般（1人につき）		年間利用料金 13,200 昼間年間利用料金（施設の利用は開 場から午後5時まで） 10,550			
	小学生／中学生／高校生 （1人につき）		年間利用料金 4,400				
	高齢者（1人につき）		年間利用料金 9,240 昼間年間利用料金（施設の利用は開 場から午後5時まで） 7,370				
	運営事務室		870	1,250	1,500	3,300	
	会議室		870	1,250	1,500	3,300	
ト レ ー ニ ン グ 室	一般（1人につき）		150	150	150	410	
	中学生／高校生（1人につき）		50	50	50	120	
	一般（1人につき）		月間利用料金 1,640				
	中学生／高校生（1人につき）		月間利用料金 540				
附属設備等				附属設備及び備品等については、市 長の定める額とする。			
備考							
1 「高齢者」とは、満65歳以上の者（年齢を証するものを提示できる者 に限る。）をいう。							
2 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しよ うとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。							

3 照明設備等については、市長の定める額とする。

(3) 大垣市民プール

市民 プ ー ル	個人使用	一般	1回 300円 回数券 11片綴 3,000円
		高校生	1回 200円 回数券 11片綴 2,000円
		小学生 中学生 高齢者	1回 100円 回数券 11片綴 1,000円
	団体使用（引率 者のある30人 以上の場合）	一般	1人 200円
		高校生	1人 100円
		小学生 中学生 高齢者	1人 50円
	専用使用（プー ルを占有する 場合）	50メートルプール 1時間1コース 650円	
	附属設備等	附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。	

備考

- 「高齢者」とは、満65歳以上の者（年齢を証するものを提示できる者に限る。）をいう。
- 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）については、無料とする。ただし、保護者同伴の者に限る。

(4) 杭瀬川野球場

無料とする。

(5) 南公園運動場

区分	金額								
	午前			午後			夜間	全日	
	6:00～ 8:10	8:10～ 10:20	10:20～ 12:30	12:30～ 14:40	14:40～ 16:50	16:50～ 19:00	19:00～ 21:30	6:00～ 21:30	
野 球	入場料 等を徴	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 8,330

場	収しないとき	3,780			3,780				
	入場料等を徴収するとき	4,540	4,540	4,540	4,540	4,540	4,540	4,540	25,030
		11,370			11,370				
附属設備等	附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。								
サッカー場	入場料等を徴収しないとき	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500		7,280
		3,780			3,780				
	入場料等を徴収するとき	4,540	4,540	4,540	4,540	4,540	4,540		21,840
11,370			11,370						
庭球場	区分			金額					
				午前	午後	夜間	全日		
				6:00～ 12:30	12:30～ 17:00	17:00～ 21:30	6:00～ 21:30		
				円	円	円	円		
	団体利用	入場料等を徴収しないとき	1面	1,500	1,500	1,500	3,630		
		入場料等を徴収するとき		4,540	4,540	4,540	10,910		
	個人利用	一般（1人につき）		310	310	310	730		
		小学生／中学生／高校生（1人につき）		100	100	100	260		
		高齢者（1人につき）		210	210	210	480		
		一般（1人につき）		年間利用料金 13,200					
			昼間年間利用料金（施設の利用は開場から午後5時まで） 10,550						
	小学生／中学生／高校生（1人につき）		年間利用料金 4,400						
高齢者（1人につき）		年間利用料金 9,240							

		昼間年間利用料金(施設の利用は開場から午後5時まで) 7,370			
	附属設備等	附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。			
会議室	区分	金額			
		午前	午後	夜間	全日
	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00	
	会議室	円 600	円 1,210	円 1,210	円 2,730
	附属設備等	附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。			
備考					
1 「高齢者」とは、満65歳以上の者(年齢を証するものを提示できる者に限る。)をいう。					
2 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。					
3 野球場及び庭球場の照明設備等については、市長の定める額とする。					

(6) 三城公園

ソフ トボ ー ル 場	金額							
	午前			午後			夜間	全日
	6:00～ 8:10	8:10～ 10:20	10:20～ 12:30	12:30～ 14:40	14:40～ 16:50	16:50～ 19:00	19:00～ 21:30	6:00～ 21:30
	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	6,940
	3,150			3,150				
備考								
1 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。								
2 照明設備等については、市長の定める額とする。								

(7) 勤労身体障害者等市民プール及び庭球場

勤 労 身 体 障 障	身体障害者	県内	無料
		県外	下記の個人使用又は団体使用の利用料金の半額
	個人使用	一般	1回 200円 回数券 11片綴 2,000円

害 者 等 市 民 プ ー ル		高校生	1回 100円 回数券 11片綴 1,000円
		小学生 中学生 高齢者	1回 50円 回数券 11片綴 500円
	団体使用（引率 者のある30人以 上の場合）	一般	1人 150円
		高校生	1人 70円
		小学生 中学生 高齢者	1人 30円

備考

- 1 「高齢者」とは、満65歳以上の者（年齢を証するものを提示できる者に限る。）をいう。
- 2 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 3 幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）については、無料とする。ただし、保護者同伴の者に限る。
- 4 身体障害者の介護者については、無料とする。

庭 球 場	区分		金額		
			午前	午後	全日
			6:00~12:30	12:30~19:00	6:00~19:00
団 体 利 用	入場料等を徴収 しないとき	1面	円	円	円
			1,500	1,500	2,420
利 用	入場料等を徴収 するとき		4,540	4,540	7,280
個 人 利 用	一般（1人につき）		310	310	520
	小学生／中学生／高 校生（1人につき）		100	100	150
	高齢者（1人につき）		210	210	340
	一般（1人につき）		年間利用料金 10,550		
	小学生／中学生／高 校生（1人につき）		年間利用料金 3,510		
	高齢者（1人につき）		年間利用料金 7,370		

附属設備等	附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。
-------	----------------------------

備考

- 「高齢者」とは、満65歳以上の者（年齢を証するものを提示できる者に限る。）をいう。
- 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。

(8) 杭瀬川スポーツ公園

区分	金額							
	午前			午後			全日	
	6:00～ 8:10	8:10～ 10:20	10:20～ 12:30	12:30～ 14:40	14:40～ 16:50	16:50～ 19:00	6:00～ 19:00	
団 体 利 用	野球場	円	円	円	円	円	円	円
		1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	3,780			3,780				
	ソフトボ ール 場	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	6,060
		3,150			3,150			
	サッカー場	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	7,280
3,780			3,780					
個人利用	無料とする。							

備考 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。

(9) 浅中公園総合グラウンド

陸 上 競 技 場 ・ 球 技 場	区分	金額		
		午前	午後	全日
		8:30～13:00	13:00～17:00	8:30～17:00
入場料等を徴収しな いとき	円	円	円	
	12,640	12,640	20,230	
入場料等を徴収する とき	37,940	37,940	60,710	
会議室	3,150	3,150	5,050	
記録室・放送室	1,250	1,250	2,010	
本部役員室	1,500	1,500	2,420	
更衣室（1室につき）	1,500	1,500	2,420	

トレーニング室	1,500	1,500	2,420
附属設備等	附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。		

備考

- 1 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 2 スポーツ興行を目的とする場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に5を乗じて得た額とする。
- 3 特別の理由により市長が必要と認めたときは、利用料金を1時間単位で計算することができる。この場合において、1時間未満の端数はこれを1時間とし、利用料金に10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

区分		金額						
		午前			午後			全日
		6:00～ 8:10	8:10～ 10:20	10:20～ 12:30	12:30～ 14:40	14:40～ 16:50	16:50～ 19:00	6:00～ 19:00
野 球 場	入場料等を徴収しないとき	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 1,500	円 7,280
		3,780			3,780			
	入場料等を徴収するとき	4,540	4,540	4,540	4,540	4,540	4,540	21,840
		11,370			11,370			
	本部室	2,510			2,510			4,020
	附属設備等	附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。						
ソ フ ト ボ ー ル 場	金額							
	午前			午後			夜間	全日
	6:00～ 8:10	8:10～ 10:20	10:20～ 12:30	12:30～ 14:40	14:40～ 16:50	16:50～ 19:00	19:00～ 21:30	6:00～ 21:30
	円 1,250	円 1,250	円 1,250	円 1,250	円 1,250	円 1,250	円 1,250	円 7,090
	3,150			3,150				

備考

- 1 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 2 照明設備等については、市長の定める額とする。

多 目 的 広 場	区分		金額					全日
			午前			午後		
	6:00～ 8:10	8:10～ 10:20	10:20～ 12:30	12:30～ 14:40	14:40～ 16:50	16:50～ 19:00	6:00～ 19:00	
入場料等 を徴収し ないとき	円	円	円	円	円	円	円	
	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	18,200	
			9,480		9,480			
入場料等 を徴収す るとき	11,370	11,370	11,370	11,370	11,370	11,370	54,640	
	28,450			28,450				
会議室	3,150			3,150		5,050		
附属設備 等	附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。							

備考

- 1 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 2 スポーツ興行を目的とする場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に5を乗じて得た額とする。

(10) 総合体育館

総 合 体 育 館	区分					金額				
						午前	午後	夜間	全日	時間外
	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00	9:00～ 21:00	1時間 につき					
団 体 利 用	第 一 体 育 館	競 技 場	入 場 料 等 を 徴 収 し ない とき	平日	全部を利用 するもの	円 3,020	円 6,060	円 6,060	円 13,650	円 1,500
					2分の1の 面積を1単 位として利 用するもの	1,500	3,020	3,020	6,820	750
					3分の1の 面積を1単 位として利 用するもの	990	2,010	2,010	4,540	490

			4分の1の面積を1単位として利用するもの	750	1,500	1,500	3,400	360	
		土曜日・日曜日・休日	全部を利用するもの	4,540	9,090	9,090	20,480	2,270	
			2分の1の面積を1単位として利用するもの	2,270	4,540	4,540	10,230	1,130	
			3分の1の面積を1単位として利用するもの	1,500	3,020	3,020	6,820	750	
			4分の1の面積を1単位として利用するもの	1,130	2,270	2,270	5,110	620	
	入場料等を徴収するとき	平日		6,060	12,140	12,140	27,310	3,020	
		土曜日・日曜日・休日		9,090	18,200	18,200	40,970	4,540	
第二体育館	競技場	入場料等を徴収しないとき	平日	全部を利用するもの	1,500	3,020	3,020	6,820	750
				2分の1の面積を1単位として利用するもの	750	1,500	1,500	3,400	360
		土曜日・日曜日	全部を利用するもの	2,270	4,540	4,540	10,230	1,130	
			2分の1の	1,130	2,270	2,270	5,110	620	

		日・休日	面積を1単位として利用するもの						
		入場料等を徴収するとき	平日		3,020	6,060	6,060	13,650	1,500
			土曜日・日曜日・休日		4,540	9,090	9,090	20,480	2,270
第三体育館	競技場	入場料等を徴収しないとき	平日	全部を利用するもの	870	1,760	1,760	3,980	490
				2分の1の面積を1単位として利用するもの	490	870	870	2,030	240
		土曜日・日曜日・休日	全部を利用するもの	1,380	2,640	2,640	6,030	750	
			2分の1の面積を1単位として利用するもの	750	1,380	1,380	3,170	360	
		入場料等を徴収するとき	平日		1,760	3,530	3,530	7,960	870
			土曜日・日曜日・休日		2,770	5,300	5,300	12,050	1,380
管理棟	会議室	第1会議室		2,510	3,270	4,150	8,980	870	
		第2会議室		1,630	2,390	3,020	6,350	620	
		第3会議室		870	1,250	1,500	3,300	360	
	研修室		1,630	2,390	3,020	6,350	620		
	和室		750	870	990	2,370	240		
個人	トレーニング	一般（1人につき）		150	150	150	410		
		中学生／高校生		50	50	50	120		

利 用	室	(1人につき)					
		一般 (1人につき)	月間利用料金 1,640				
		中学生/高校生 (1人につき)	月間利用料金 540				
競 技 場 一 般 公 開 日	一般公 開日	一般 (1人につき)	210	210	210	520	
		中学生/高校生 (1人につき)	50	50	50	120	
		高齢者 (1人につき)	100	100	100	260	
附属設備等		附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。					
備考							
<p>1 「高齢者」とは、満65歳以上の者（年齢を証するものを提示できる者に限る。）をいう。</p> <p>2 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。</p> <p>3 スポーツ興行を目的とする場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に5を乗じて得た額とする。</p> <p>4 特別の理由により市長が必要と認めたときは、利用料金を1時間単位で計算することができる。この場合において、1時間未満の端数はこれを1時間とし、利用料金に10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。</p> <p>5 照明設備等については、市長の定める額とする。</p>							

庭 球 場	区分		金額		
			午前	午後	全日
			6:00~12:30	12:30~19:00	6:00~19:00
団 体 利 用	入場料等を徴収 しないとき	1面	円	円	円
			1,500	1,500	2,420
	入場料等を徴収 するとき		4,540	4,540	7,280
個 人 利 用	一般 (1人につき)		310	310	520
	小学生/中学生/高校 生 (1人につき)		100	100	150
	高齢者 (1人につき)		210	210	340
	一般 (1人につき)		年間利用料金 10,550		
	小学生/中学生/高校		年間利用料金 3,510		

	生（1人につき）	
	高齢者（1人につき）	年間利用料金 7,370
附属設備等	附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。	

備考

- 1 「高齢者」とは、満65歳以上の者（年齢を証するものを提示できる者に限る。）をいう。
- 2 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。

(1) 野外活動センター

無料とする。ただし、附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。

(2) アーチェリー場

区分	金額		
	午前	午後	全日
	9:00～13:00	13:00～17:00	9:00～17:00
団体利用	円 6,310	円 6,310	円 10,110
個人利用	310	310	520
会議室（1室につき）	1,250	1,250	2,010
放送室	1,250	1,250	2,010
附属設備等	附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。		
備考	使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。		

(13) 赤坂スポーツ公園

庭球場	区分		金額		
			午前	午後	全日
			6:00～12:30	12:30～19:00	6:00～19:00
団体利用	入場料等を徴収しないとき	1面	円 1,500	円 1,500	円 2,420
			円 4,540	円 4,540	円 7,280
個人利用	一般（1人につき）		310	310	520
	小学生／中学生／高校生（1人につき）		100	100	150

用	高齢者（1人につき）	210	210	340
	一般（1人につき）	年間利用料金 10,550		
	小学生／中学生／高校生 （1人につき）	年間利用料金 3,510		
	高齢者（1人につき）	年間利用料金 7,370		
附属設備等		附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。		

備考

- 「高齢者」とは、満65歳以上の者（年齢を証するものを提示できる者に限る。）をいう。
- 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。

多 目 的 運 動 広 場	区分	金額						
		午前			午後			全日
		6:00～ 8:10	8:10～ 10:20	10:20～ 12:30	12:30～ 14:40	14:40～ 16:50	16:50～ 19:00	6:00～ 19:00
全面		円 3,020	円 3,020	円 3,020	円 3,020	円 3,020	円 3,020	円 14,560
		7,570			7,570			
1面（20m×25m）		310	310	310	310	310	310	1,500
附属設備等		附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。						

備考

- 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 広場を2分の1、3分の1又は4分の1として使用する場合の利用料金は、それぞれ利用料金の2分の1、3分の1又は4分の1相当額（10円未満は切り捨てる。）とする。

(14) 北部体育館

北 部 体 育 館	区分	金額							
		午前		午後		夜間		全日	時間外
		9:00 ～ 11:00	11:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	17:00 ～ 19:00	19:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00	1時間 につき

団体利用	平日	フロアの全部を利用するもの(ステージを含む。)	円 1,500	円 1,500	円 3,020	円 3,020	円 3,020	円 3,020	円 14,410	円 1,500
		フロアの3分の1の面積を1単位として利用するもの(ステージを除く。)	490	490	990	990	990	990		
	土曜日・日曜日	フロアの全部を利用するもの(ステージを含む。)	2,270	2,270	4,540	4,540	4,540	4,540	21,620	2,270
	日・休日	フロアの3分の1の面積を1単位として利用するもの(ステージを除く。)	750	750	1,500	1,500	1,500	1,500		
個人利用	一般(1人につき)		210	210	210	210	210	210		
	高齢者(1人につき)		100	100	100	100	100	100		

附属設備等

附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。

備考

- 1 「高齢者」とは、満65歳以上の者（年齢を証するものを提示できる者に限る。）をいう。
- 2 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 3 個人でフロアの3分の1未満を使用する場合は、フロアの3分の1の面積を1単位として利用する場合の利用料金を限度とする。
- 4 照明設備等については、市長の定める額とする。

(15) 大垣市武道館

区分				金額					
				午前	午後	夜間	全日	時間外	
				9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00	9:00～ 21:00	1時間 につき	
第一 道場	団体 利用	入場料 等を徴 収しな いとき	平日	全部を利用 するもの	円 1,970	円 3,930	円 3,930	円 8,840	円 960
				4分の1の 面積を1単 位として利 用するもの	490	980	980	2,210	240
			土曜日 ・日曜日 ・休日	全部を利用 するもの	2,930	5,900	5,900	13,240	1,420
				4分の1の 面積を1単 位として利 用するもの	730	1,470	1,470	3,310	350
			入場料 等を徴 収する とき	平日	3,930	7,870	7,870	17,680	1,920
				土曜日・日曜日・休日	5,860	11,810	11,810	19,860	2,850
個人 利用	当日	一般	310	310	310	930			
		高校生以下	100	100	100	300			

第二道場	団体利用	入場料等を徴収しないとき	平日	全部を利用するもの	1,970	3,930	3,930	8,840	960	
				4分の1の面積を1単位として利用するもの	490	980	980	2,210	240	
			土曜日・日曜日・休日	全部を利用するもの	2,930	5,900	5,900	13,240	1,420	
				4分の1の面積を1単位として利用するもの	730	1,470	1,470	3,310	350	
		入場料等を徴収するとき	平日		3,930	7,870	7,870	17,680	1,920	
			土曜日・日曜日・休日		5,860	11,810	11,810	19,860	2,850	
	個人利用	当日	一般		310	310	310	930		
			高校生以下		100	100	100	300		
	第三道場	近的	団体利用	入場料等を徴収しないとき	平日	1,000	2,020	2,020	4,530	500
					土曜日・日曜日・休日	1,500	3,020	3,020	6,790	750
入場料等を徴収するとき			平日	2,010	4,040	4,040	9,070	1,000		
			土曜日・日曜日・休日	3,010	6,050	6,050	13,590	1,500		
遠的		入場料等を徴収しないとき	平日	1,000	2,020	2,020	4,530	500		
			土曜日・日曜日・休日	1,500	3,020	3,020	6,790	750		
		入場料等を徴収するとき	平日	2,010	4,040	4,040	9,070	1,000		
			土曜日・日曜日	3,010	6,050	6,050	13,590	1,500		

		収するとき	・休日						
近的・遠的とも	個人利用	当日	一般	310	310	310	930		
			高校生以下	100	100	100	300		
		年間	一般	13,200					
			高校生以下	4,400					
相撲場	屋内	団体利用	入場料等を徴収しないとき	平日	660	1,320	1,320	2,960	320
			土曜日・日曜日・休日	980	1,980	1,980	4,440	480	
		入場料等を徴収するとき	平日	1,320	2,640	2,640	5,930	650	
			土曜日・日曜日・休日	1,970	3,960	3,960	8,880	960	
	屋外		平日	320	650		870		
			土曜日・日曜日・休日	480	970		1,290		
	屋内・屋外とも	個人利用	当日	一般	310	310	310	930	
				高校生以下	100	100	100	300	
会議室	第一会議室			1,110	2,220	2,220	4,990	550	
	第二会議室			760	1,530	1,530	3,430	370	
	第三会議室			760	1,530	1,530	3,430	370	
	第四会議室			550	1,120	1,120	2,510	270	
トレーニング	一般（1人につき）			1回3時間まで 310					
	中学生／高校生（1人につき）			1回3時間まで 210					

センター	一般	回数券	11片綴り	3,100
			36片綴り	9,300
	78片綴り		18,600	
		昼間回数券（施設の利用は開館から午後5時まで）	13片綴り	3,100
			42片綴り	9,300
90片綴り	18,600			
中学生 高校生	回数券	11片綴り	2,100	
		36片綴り	6,300	
78片綴り		12,600		
	昼間回数券 （施設の利用は開館から午後5時まで）	13片綴り	2,100	
		42片綴り	6,300	
90片綴り		12,600		
健康・体力診断		1回	1,040	
附属設備等	附属設備及び備品等については、市長の定める額とする。			

備考

- 1 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 2 スポーツ興行を目的とする場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に5を乗じて得た額とする。
- 3 特別の理由により市長が必要と認めたときは、利用料金を1時間単位で計算することができる。この場合において、1時間未満の端数はこれを1時間とし、利用料金に10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。
- 4 照明設備等については、市長の定める額とする。

(16) 上石津青少年グラウンド

区分	金額		
	午前	午後	夜間（午後5時以後）
使用しようとする者が、市内の者である場合	円 550	円 550	円 550
使用しようとする者が、市外の者である場合	2,200	2,200	2,200
備考 照明設備等については、市長の定める額とする。			

(17) 上石津庭球場

区分	金額
1コート1時間につき	530円
備考	
1 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。	
2 使用時間を算定する場合において1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。	

(18) 上石津総合体育館

区分		金額		
		9:00～13:00	13:15～17:15	17:30～21:30
ア	全部を利用するもの	円 1,060	円 1,060	円 1,060
イ	2分の1の面積を1単位として利用するもの	530	530	530
会議室		430	430	430
備考				
1 使用しようとする者が、市外の者である場合の利用料金は、使用しようとする者が市内の者である場合の利用料金に2を乗じて得た額とする。				
2 照明設備等については、市長の定める額とする。				

(19) 上石津ふれあいグラウンド

メイ ン グ ラ ウ ン ド	区分	金額		
		9:00～13:00	13:15～17:15	17:30～21:30
	使用しようとする者が、市内の者である場合	円 1,060	円 1,060	円 1,060
	使用しようとする者が、市外の者である場合	2,670	2,670	2,670
備考 照明設備等については、市長の定める額とする。				

(20) 墨俣庭球場

区分	金額
2時間以内に 照明設備を使用しない場合	1面につき 320円

つき	照明設備を使用する場合	2面につき 2,200円
備考 使用しようとする者が、市外の者である場合の使用料は、使用しようとする者が市内の者である場合の使用料に3を乗じて得た額とする。		

別表第2 総合体育館の項中「108,000」を「110,000」に改め、同表大垣市武道館の項中「142,970」を「145,610」に改める。

(大垣市民会館条例の一部改正)

第10条 大垣市民会館条例(昭和42年条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第12条関係)

時間区分			午前	午後	夜間	全日	使用時間	摘要
			午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	延長1時間につき	
使用区分	使用料		円	円	円	円	円	
	室名等	ホ一ル	土曜日、日曜日及び休日	22,760	37,940	56,910	101,200	16,420
その他の日			16,420	29,080	41,720	75,900	11,370	
ホワイエ			5,050	6,940	8,210	16,420	1,630	
		楽屋	990	990	1,630	3,150	310	1室につき
		大楽屋	2,510	2,510	3,780	6,940	620	
		浴室	990	990	1,630	3,270	—	1室につき
		第1会議室	2,510	3,150	3,780	8,210	870	
		第2会議室	1,250	1,630	2,130	4,150	490	
		第3会議室	1,630	2,510	3,270	6,940	750	
		中会議室	2,510	3,150	3,780	8,210	870	
		大会議室1	4,420	5,680	8,210	16,420	1,630	
		大会議室2	3,910	5,030	7,280	14,570	1,440	
		大会議室3	2,230	2,880	4,150	8,310	820	
	大会議室4	1,890	2,440	3,530	7,060	700		
	応接室	1,630	1,630	2,510	5,050	490		
	舞台設備等	舞台設備等については、市長の定める額とする。						

備考

- 1 入場料等を徴収する場合の利用料金は、この表に掲げる利用料金に、入場料等（消費税を除く。）が1,000円未満の場合は100分の130、1,000円以上3,000円未満の場合は100分の150、3,000円以上の場合は100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させる場合の利用料金は、この表に掲げる利用料金に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 冷房設備又は暖房設備を使用した場合は、市長が定める額を加算する。
- 4 使用時間を算定する場合において1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 5 この表において休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

（大垣市郷土館条例の一部改正）

第11条 大垣市郷土館条例（昭和60年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条、第7条関係）

郷土館会議室等の使用料

時間区分 使用区分	午前	午後	全日
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
会議室	1,880円	1,880円	3,020円
画廊	1,250円	1,250円	2,010円
備考			
1 会議室等の使用者が入場料等を徴収する場合は、この表に掲げる使用料の2倍とする。			
2 冷房設備又は暖房設備を使用した場合は、市長が定める額を加算する。			

（大垣市スイトピアセンター条例の一部改正）

第12条 大垣市スイトピアセンター条例（平成3年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条、第12条関係）

会館利用料金

時間区分		午前	午後	夜間	全日	使用時間延長 1時間につき	摘要	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで			
学習館	音楽堂	平日	円 10,110	円 18,960	円 26,550	円 46,790	円 7,570	
		土曜日、日曜日及び休日	13,900	25,300	35,410	61,970	11,370	
	楽屋		990	990	1,630	3,270	310	1室につき
	リハーサル室		1,380	1,380	2,510	3,780	360	
	浴室		990	990	1,630	3,270	—	
	スイトピアホール		7,570	15,170	20,230	36,670	5,680	
	特別会議室		3,400	4,910	7,570	15,170	1,500	
	茶室		2,510	3,650	5,680	11,370	1,130	
	学習室3—1		2,510	3,650	5,680	11,370	1,130	
	学習室3—2		1,130	1,630	2,510	5,050	490	
	学習室3—3		1,130	1,630	2,510	5,050	490	
	学習室3—4		2,270	3,270	5,050	10,110	990	
	学習室3—5		2,270	3,270	5,050	10,110	990	
	学習室4		1,130	1,630	2,510	5,050	490	
	料理実習室		5,680	5,680	6,550	16,420	1,630	
	創作実習室		2,270	3,270	5,050	10,110	990	1室につき
	音楽練習室1		1,630	2,510	3,270	6,550	620	
	音楽練習室2		3,270	5,050	6,550	13,130	1,250	
	男女共同参画活動室		2,270	3,270	5,050	10,110	990	
	かがやき活動室6—1		3,270	5,050	6,550	13,130	1,250	
かがやき活動室6—2		2,270	3,270	5,050	10,110	990		
かがやき活動室6—3		2,510	3,650	5,680	11,370	1,130		

文化 会 館	文化ホ ール	平日	13,900	26,550	37,940	65,770	10,110	
		土曜日、 日曜日及 び休日	18,960	34,150	50,600	86,010	16,420	
	楽屋		990	990	1,630	3,270	310	1室につき
	リハーサル室		870	870	1,630	2,510	240	
	浴室		990	990	1,630	3,270	—	1室につき
	会議室1		1,630	2,010	2,900	5,680	620	
	会議室2		3,390	4,900	7,540	15,140	1,470	
	会議室3		1,630	2,010	2,900	5,680	620	
	会議室4		1,630	2,010	2,900	5,680	620	
	展示室3—A		午前9時から午後5時まで		10,110	1,250		
	展示室3—B		午前9時から午後5時まで		3,550	440		
	展示室3—C		午前9時から午後5時まで		7,100	880		
	展示室4—A		午前9時から午後5時まで		20,230	2,510		
	展示室4—B		午前9時から午後5時まで		8,850	990		
	展示室4—C		午前9時から午後5時まで		8,850	990		

備考

- 1 入場料等を徴収する場合の利用料金は、この表に掲げる利用料金に、入場料等（消費税を除く。）が1,000円未満の場合は100分の130、1,000円以上3,000円未満の場合は100分の150、3,000円以上の場合は100分の200を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 冷房設備又は暖房設備を使用した場合は、市長が定める額を加算する。
- 3 使用時間を算定する場合において1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 4 この表において休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

（大垣市上石津郷土資料館設置条例の一部改正）

第13条 大垣市上石津郷土資料館設置条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「540円」を「550円」に、「260円」を「270円」に改める。

(大垣市日本昭和音楽村条例の一部改正)

第14条 大垣市日本昭和音楽村条例(平成17年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「19,670」を「20,040」に改める。

(大垣市墨俣さくら会館条例の一部改正)

第15条 大垣市墨俣さくら会館条例(平成17年条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

(1) さくら会館

1階体育ホール

ホール(幼児利用室を含む。)	2時間	1,100円
ミーティングルーム	4時間	540円
トレーニングジム	1回	100円
スタジオ	2時間	540円
シャワー室	1回	100円
サウナ	1回	100円

1階文化ホール

区分	午前	午後	夜間	全日	延長使用料
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後4時	午後5時～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時30分	
ホール	6,600円	6,600円	9,840円	22,000円	2,200円
楽屋	320円	320円	440円	1,100円	100円
和室	320円	320円	440円	1,100円	100円
展示室	540円	540円	660円	1,100円	220円

2階

研修室1	2時間	540円
研修室2	2時間	540円

(2) さくら会館分館

大会議室	4時間	1,100円
第1集会室、第2集会室、和室	4時間	1室 540円

備考

(1) 使用者が営利を目的とした場合の使用料は、この表に定める使用料に5を乗じて得た額とする。

(2) 使用者が市内に住所又は勤務先を有する者以外の者である場合の使用料は、この表に定める使用料に3を乗じて得た額とする。

(3) 使用時間を算定する場合において1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(大垣市総合福祉会館条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大垣市総合福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金及び使用料について適用し、施行日以前の許可に係る利用料金及び使用料については、なお従前の例による。

(大垣市中川ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の大垣市中川ふれあいセンター条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金について適用し、施行日以前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大垣市老人福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後の大垣市老人福祉センター条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日以前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大垣市立学校施設使用条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第4条の規定による改正後の大垣市立学校施設使用条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日以前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大垣市青年の家設置条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第5条の規定による改正後の大垣市青年の家設置条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金について適用し、施行日以前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大垣城ホール条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第6条の規定による改正後の大垣城ホール条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金について適用し、施行日以前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大垣市公民館条例の一部改正に伴う経過措置)

8 第7条の規定による改正後の大垣市公民館条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日以前の許可に係る使用料について

は、なお従前の例による。

(大垣市時山健康増進施設設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第8条の規定による改正後の大垣市時山健康増進施設設置条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大垣市体育諸施設の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 第9条の規定による改正後の大垣市体育諸施設の設置等に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金及び使用料について適用し、施行日前の許可に係る利用料金及び使用料については、なお従前の例による。

(大垣市民会館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 第10条の規定による改正後の大垣市民会館条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大垣市郷土館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 第11条の規定による改正後の大垣市郷土館条例別表第2の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大垣市スイトピアセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 第12条の規定による改正後の大垣市スイトピアセンター条例別表第1の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大垣市上石津郷土資料館設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 第13条の規定による改正後の大垣市上石津郷土資料館設置条例別表第2の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大垣市日本昭和音楽村条例の一部改正に伴う経過措置)

- 15 第14条の規定による改正後の大垣市日本昭和音楽村条例別表第3の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大垣市墨俣さくら会館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 16 第15条の規定による改正後の大垣市墨俣さくら会館条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

議第38号

大垣市勤労者総合福祉センター条例等の一部改正について

大垣市勤労者総合福祉センター条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市勤労者総合福祉センター条例等の一部を改正する条例

(大垣市勤労者総合福祉センター条例の一部改正)

第1条 大垣市勤労者総合福祉センター条例(平成15年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第12条関係)

時間区分 使用区分		午前	午後	夜間	全日	延長1時間に つき
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 21:00	
ふれあいホール	全面	円 4,180	円 7,140	円 6,480	円 14,350	円 3,010
	片面	2,080	3,570	3,230	7,140	1,540
趣味創作室		1,480	2,080	1,760	4,840	810
和室		1,030	1,640	1,860	4,180	930
音楽スタジオ		1,470	2,080	2,640	5,650	1,250
視聴覚研修室		1,760	2,640	2,640	6,380	1,250
会議室(1)		1,370	1,860	1,640	4,500	810
会議室(2)		1,030	1,470	1,150	3,350	590

備考

- 1 入場料等を徴収する場合(次号に該当する場合を除く。)の利用料金は、この表に掲げる利用料金に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 物品等の販売その他これに類する行為で使用する場合は、この表に掲げる利用料金に100分の500を乗じて得た額とする。
- 3 冷房設備又は暖房設備を使用した場合は、市長が定める額を加算する。
- 4 特別の理由により市長が必要と認めるときは、利用料金を1時間単位で計算することができる。この場合において、1時間未満の端数はこれを1時間とし、利用料金に10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

(大垣市奥の細道むすびの地条例の一部改正)

第2条 大垣市奥の細道むすびの地条例(平成23年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条、第11条関係)

施設使用料金表

使用時間		午前	午後	夜間	全日	延長1時間につき
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
多目的室1	全室使用	730円	830円	1,250円	2,090円	100円
	分割使用	410円	520円	730円	1,570円	100円
多目的室2		410円	520円	730円	1,570円	100円

備考

- 1 入場料等を徴収する場合(次号に該当する場合を除く。)の使用料は、この表に掲げる使用料に、入場料等(消費税を除く。)が1,000円未満の場合は100分の130、1,000円以上3,000円未満の場合は100分の150、3,000円以上の場合は100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 物品等の販売その他これに類する行為で使用する場合の使用料は、この表に掲げる使用料に100分の500を乗じて得た額とする。
- 3 冷房設備又は暖房設備を使用した場合は、市長が定める額を加算する。
- 4 使用時間を算定する場合において1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 5 附属設備等の使用料は、市長が定める額とする。

別表第3備考4中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大垣市職業訓練センター条例の一部改正)

第3条 大垣市職業訓練センター条例(平成23年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第13条関係)

時間区分	午前	午後	夜間	全日	延長1時間につき
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
使用区分	円	円	円	円	円

パソコン教室(1)	2,090	4,080	3,560	8,060	1,040
パソコン教室(2)	1,880	3,560	3,030	6,910	940
教室	1,040	2,090	1,880	4,290	520
研修室	2,090	4,080	3,560	8,060	1,040
実習室	3,350	5,020	4,610	10,890	1,250
屋外練習場	3,350	5,020	4,610	10,890	1,250
講堂	3,030	6,070	5,650	12,880	1,570
縫製教室	1,570	2,510	2,300	5,340	620
和室	1,570	2,510	2,300	5,020	620

備考

- 1 入場料等を徴収する場合の利用料金は、この表に掲げる利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 2 冷房設備又は暖房設備を使用した場合は、市長が定める額を加算する。
- 3 特別の理由により市長が必要と認めたときは、利用料金を1時間単位で計算することができる。この場合において、1時間未満の端数はこれを1時間とし、利用料金に10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。
- 4 附属設備の利用料金は、市長が定める額とする。

(大垣市西部研修センター条例の一部改正)

第4条 大垣市西部研修センター条例（昭和61年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

時間区分 室名	利用料金の額			
	午前8時30分 から午後0時 15分まで	午後1時から 午後4時40分 まで	午後5時15分 から午後9時 まで	午前8時30分 から午後9時 まで
	円	円	円	円
多目的ホール	5,050	5,050	7,570	15,170
第一研修室	1,250	1,250	1,880	3,780
第二研修室	620	620	990	1,880
第一会議室	620	620	990	1,880
第二会議室	620	620	990	1,880
調理実習室	3,780	3,780	5,680	11,370

食品加工室	620	620	990	1,880
-------	-----	-----	-----	-------

(大垣市上石津就業改善センター設置条例の一部改正)

第5条 大垣市上石津就業改善センター設置条例(平成17年条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

区分 室名	使用料の額					
	市内利用者			市外利用者		
	全日	半日	冷房料又は暖房料等(1時間につき)	全日	半日	冷房料又は暖房料等(1時間につき)
大会議室	円 1,100	円 550	円 440	円 3,300	円 1,650	円 440
小会議室、和室 (1室につき)	550	270	150	1,650	820	150
調理実習室	550	270	1,040	1,650	820	1,040

備考 半日は、4時間以内とする。

(大垣市上石津農村環境改善センター設置条例の一部改正)

第6条 大垣市上石津農村環境改善センター設置条例(平成17年条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

大垣市上石津農村環境改善センター

区分 室名	使用料の額					
	市内利用者			市外利用者		
	全日	半日	冷房料又は暖房料等(1時間につき)	全日	半日	冷房料又は暖房料等(1時間につき)
ホール	円 5,500	円 3,300	円 440 (舞台照明・音響を使用しない場合) 440 (舞台照明・音響を使用する場合) 2,090	円 16,500	円 9,900	円 440 (舞台照明・音響を使用しない場合) 440 (舞台照明・音響を使用する場合) 2,090

会議室、 和室(1室 につき)	550	270	150	1,650	820	150
-----------------------	-----	-----	-----	-------	-----	-----

大垣市上石津農村環境改善サブセンター

区分 室名	使用料の額					
	市内利用者			市外利用者		
	全日	半日	冷房料又は暖房料 等（1時間につき）	全日	半日	冷房料又は暖房料 等（1時間につき）
大会議室	円 1,100	円 550	円 440	円 3,300	円 1,650	円 440
研修室 (1室に つき)	550	270	150	1,650	820	150

備考 半日は、4時間以内とする。

(大垣市時山文化伝承館設置条例の一部改正)

第7条 大垣市時山文化伝承館設置条例（平成17年条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「540」を「550」に、「260」を「270」に、「1,620」を「1,650」に、「810」を「820」に改める。

(大垣市上石津農林漁家活動促進施設設置条例の一部改正)

第8条 大垣市上石津農林漁家活動促進施設設置条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分 室名	使用料の額					
	市内利用者			市外利用者		
	全日	半日	冷房料又は暖房料 等（1時間につき）	全日	半日	冷房料又は暖房料 等（1時間につき）
研修ホ ール	円 1,100	円 550	円 440	円 3,300	円 1,650	円 440
会議室、 和室(1室 につき)	550	270	150	1,650	820	150

調理実習室	550	270	1,040	1,650	820	1,040
-------	-----	-----	-------	-------	-----	-------

備考 半日は、4時間以内とする。

(大垣市えぼしふれあい会館設置条例の一部改正)

第9条 大垣市えぼしふれあい会館設置条例(平成17年条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

区分 室名	使用料の額					
	市内利用者			市外利用者		
	全日	半日	冷房料又は暖房料等(1時間につき)	全日	半日	冷房料又は暖房料等(1時間につき)
ホール	円 1,100	円 550	円 440	円 3,300	円 1,650	円 440

備考 半日は、4時間以内とする。

(大垣市一之瀬ポケットパーク設置条例の一部改正)

第10条 大垣市一之瀬ポケットパーク設置条例(平成17年条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「540円」を「550円」に改める。

(大垣市市民農園設置条例の一部改正)

第11条 大垣市市民農園設置条例(平成21年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表市民菜園の項中「4,110円」を「4,190円」に改め、同表高齢者健康農園の項中「2,050円」を「2,090円」に改める。

(大垣市公設地方卸売市場業務条例の一部改正)

第12条 大垣市公設地方卸売市場業務条例(昭和49年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5(第58条関係)

使用料種別	金額
卸売業者市場使用料	売上金額(消費税額を含む。)につきその額の1,000分の3.5に相当する額及び卸売場の面積1平方メートルにつき月額 291円

業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額	1,037円
付属営業人店舗使用料	1平方メートルにつき月額	1,100円
サービス店舗使用料	1平方メートルにつき月額	1,492円
金融機関店舗使用料	1平方メートルにつき月額	1,492円
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額	834円
冷蔵庫使用料	月額	2,908,000円
買受人用施設使用料	1平方メートルにつき月額	910円
組合事務所等使用料	1平方メートルにつき月額	1,163円
水道使用料	1立方メートルにつき	22円
駐車場使用料	1台につき月額	3,140円

備考

- 1 使用料の額には、消費税額を含むものとする。
- 2 使用料の算定に当たって、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（大垣市勤労者総合福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の大垣市勤労者総合福祉センター条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金について適用し、施行日以前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
（大垣市奥の細道むすびの地条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の大垣市奥の細道むすびの地条例別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日以前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
（大垣市職業訓練センター条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 第3条の規定による改正後の大垣市職業訓練センター条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金について適用し、施行日以前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
（大垣市西部研修センター条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 第4条の規定による改正後の大垣市西部研修センター条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金について適用し、施行日以前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大垣市上石津就業改善センター設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第5条の規定による改正後の大垣市上石津就業改善センター設置条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大垣市上石津農村環境改善センター設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第6条の規定による改正後の大垣市上石津農村環境改善センター設置条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大垣市時山文化伝承館設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第7条の規定による改正後の大垣市時山文化伝承館設置条例別表第2の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大垣市上石津農林漁家活動促進施設設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第8条の規定による改正後の大垣市上石津農林漁家活動促進施設設置条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大垣市えぼしふれあい会館設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 第9条の規定による改正後の大垣市えぼしふれあい会館設置条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大垣市一之瀬ポケットパーク設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 第10条の規定による改正後の大垣市一之瀬ポケットパーク設置条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大垣市市民農園設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 第11条の規定による改正後の大垣市市民農園設置条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大垣市公設地方卸売市場業務条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 第12条の規定による改正後の大垣市公設地方卸売市場業務条例別表第5の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第39号

大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正について

大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例
(大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第1条 大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,600円」を「1,670円」に、「3,000円」を「3,140円」に改める。

別表第2中「1,230円」を「1,250円」に、「2,460円」を「2,510円」に改める。

(大垣市火葬場条例の一部改正)

第2条 大垣市火葬場条例(昭和54年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

1 火葬炉使用料

名称	区分	単位	市内居住者	市外居住者
大垣市鶴見斎場 大垣市勝山斎場 大垣市かみいしづ 斎場	大人	1体につき	5,000円	60,000円
	小人(12歳未満の者をいう。)		3,000円	30,000円
	死胎		2,000円	20,000円
	汚物	1キログラムにつき	310円	3,300円
	へい獣	1頭につき	1,100円	11,000円
	身体の一部	1件につき	2,200円	22,000円

備考 死亡者が死亡時に本市の介護保険の被保険者であったときは、市内居住者の使用料を適用する。

2 施設使用料

名称	施設名	市内居住者	市外居住者
----	-----	-------	-------

大垣市鶴見 斎場	第一式場	通夜から告別式	通夜から告別式
	第一遺族控室	66,000円	198,000円
	第一僧侶等控室	告別式のみ	告別式のみ
	第一控室	33,000円	99,000円
	第二式場	通夜から告別式	通夜から告別式
	第二遺族控室	55,000円	165,000円
	第二僧侶等控室	告別式のみ	告別式のみ
	第二控室	27,500円	82,500円
	第三式場	通夜から告別式	通夜から告別式
	第三遺族控室	26,190円	78,570円
		告別式のみ	告別式のみ
		13,090円	39,280円
	和室1	1室1回3時間以内	1室1回3時間以内
和室2	3,300円	9,900円	
和室3	各室1時間増すごとに	各室1時間増すごとに	
和室4	1,100円	3,300円	
斎室1	1室1回24時間以内	1室1回24時間以内	
斎室2	5,500円	16,500円	
遺体安置室	1体1回24時間以内	1体1回24時間以内	
	3,300円	9,900円	
大垣市勝山 斎場	式場	通夜から告別式	通夜から告別式
	僧侶等控室	22,000円	66,000円
	控室	告別式のみ	告別式のみ
		11,000円	33,000円
和室	1回3時間以内	1回3時間以内	
	3,300円	9,900円	
	1時間増すごとに	1時間増すごとに	
	1,100円	3,300円	
大垣市かみ いしづ斎場	式場	通夜から告別式	通夜から告別式
	僧侶控室	17,600円	52,800円
		告別式のみ	告別式のみ
		8,800円	26,400円
和室	1回3時間以内	1回3時間以内	

		3,300円	9,900円
		1時間増すごとに	1時間増すごとに
		1,100円	3,300円

備考

- 1 死亡者が死亡時に本市の介護保険の被保険者であったときは、市内居住者の使用料を適用する。
- 2 この表中「通夜から告別式」とは17時から翌日の16時まで、「告別式のみ」とは9時から16時までとする。
- 3 式場において行われる通夜は、22時までとし、22時から翌日の9時までの時間帯の遺体（棺）は、それぞれの遺族控室等へ移動するものとする。
- 4 使用時間を算定する場合において1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

（大垣市墓地条例の一部改正）

第3条 大垣市墓地条例（昭和56年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中「1,020円」を「1,040円」に改める。

（大垣市駐車場条例の一部改正）

第4条 大垣市駐車場条例（平成2年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の表定期駐車保管料金の部全日の項中「16,450円」を「16,760円」に改め、同部休日を除く全日の項中「11,310円」を「11,520円」に改め、同表(2)の表定期駐車料金の部全日の項中「18,510円」を「18,850円」に改め、同部休日を除く全日の項中「12,340円」を「12,570円」に改め、同部夜間（午後7時から翌日午前7時まで）の項中「8,640円」を「8,800円」に改める。

（大垣市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正）

第5条 大垣市自転車等の放置の防止に関する条例（平成22年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「1,020円」を「1,040円」に改め、同項第2号中「2,050円」を「2,090円」に改める。

（大垣市道路占用料徴収条例の一部改正）

第6条 大垣市道路占用料徴収条例（昭和28年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大垣市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第7条 大垣市準用河川流水占用料等徴収条例(平成12年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「1.08」を「1.1」に改める。

別表第1の1の項中「3,970」を「4,050」に改め、同表2の項中「400」を「410」に改める。

別表第3の1の項及び2の項中「216」を「220」に改め、同表3の項及び4の項中「172」を「176」に改め、同表5の項中「216」を「220」に改める。

(大垣市水道事業給水条例の一部改正)

第8条 大垣市水道事業給水条例(平成10年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項の表を次のように改める。

(1) 一般用、公衆浴場用

メーターの口径	基本料金(メーター1個につき)	
13ミリメートル	使用水量8立方メートルまで	770円
20ミリメートル		990円
25ミリメートル		1,320円
40ミリメートル		2,970円
50ミリメートル		5,720円
75ミリメートル		11,110円
100ミリメートル		16,500円

(2) 消防用

メーターの口径	基本料金(メーター1個につき)	
40ミリメートル		550円
50ミリメートル		1,980円
75ミリメートル		2,530円
100ミリメートル		3,190円

第23条第3項の表を次のように改める。

用途別	従量料金(1立方メートルにつき)	
一般用	メーターの口径13ミリメートル	1月8立方メートルを超える分 99円
	メーターの口径20ミリメートル	99円

	リメートル以上	
公衆浴場用		49.5円
消防用	火災及び演習以外に使用した場合に限る。	99円

第29条第3号中「800円」を「810円」に改める。

(大垣市簡易水道の管理に関する条例の一部改正)

第9条 大垣市簡易水道の管理に関する条例(平成10年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中「648円」を「660円」に、「172.8円」を「176円」に改める。

附則第5項中「8万2,280円」を「8万3,810円」に改める。

(大垣市下水道条例の一部改正)

第10条 大垣市下水道条例(平成17年条例第64号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項の表を次のように改める。

(大垣処理区・平町処理区・墨俣処理区)

基本使用料	従量使用料(1立方メートルにつき)
使用水量10立方メートルまで 1,207.8円	使用水量が10立方メートルを超え100立方メートル以下のときは122.1円、100立方メートルを超えるときは141.9円
計測器使用料 220円	
別に定める水質の汚水を放流するものについては、放流する汚水の水質に応じて汚水量1立方メートルにつき165円の範囲内で使用料を増額して徴収する。	

(上石津町北部処理区・上石津町中部処理区)

種別	基本使用料	加算使用料
一般家庭	1戸当たり 2,415.6円	家庭の雑排水、し尿1人から5人まで世帯1人当たり 723.8円 6人以上1人増すごとに361.9円(ただし、算定に当たっては家族に2歳未満の幼児がいる場合には、総世帯員数から当該幼児数を控除した世帯員数に基づき算定する。)

市長が特に認める公共性の高い施設	1施設当たり 2,415.6円	1立方メートル当たり 119.9円
上記以外の事業所等	1事業所当たり 3,623.4円	1立方メートル当たり 119.9円
計測器使用料 220円		

(大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第14条関係)

種別	基本使用料(月額)	加算使用料(月額)
一般家庭	1戸当たり 2,415.6円	家庭の雑排水、し尿1人から5人までの世帯1人当たり 723.8円 6人以上1人増すごとに361.9円(ただし、算定に当たっては、家族に2歳未満の幼児がいる場合には、総世帯員数から当該幼児数を控除した世帯員数に基づき算定する。)
市長が特に認める公共性の高い施設	1施設当たり 2,415.6円	1立方メートル当たり 119.9円
上記以外の事業所等	1事業所当たり 3,623.4円	1立方メートル当たり 119.9円
計測器使用料 220円		

(大垣市駅前広場等管理条例の一部改正)

第12条 大垣市駅前広場等管理条例(平成24年条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考3中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第2中「15,420円」を「15,710円」に改める。

(大垣市都市公園条例の一部改正)

第13条 大垣市都市公園条例(昭和50年条例第20号)の一部を次のよう

に改正する。

別表第2備考(5)中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例の一部改正)

第14条 大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例(平成17年条例第66号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第13条、第18条関係)

緑の村公園施設の種別	利用料金の額
自然環境活用センター研修室	1室1時間につき 1,040円
テニスコート	1コート1時間につき 1,040円
テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 1,570円
陶芸研究施設	試作棟 1棟1時間につき 830円 ガス窯利用料は、燃料代実費を加算する。 登り窯施設 1日につき 5,230円
炭焼施設	1回につき 5,230円
つり堀施設	1人1回につき 520円
野営場	1人1日につき 520円
給水施設	大垣市簡易水道の管理に関する条例(平成10年条例第8号)第14条第1項の規定による料金
サイクリングコース貸出用自転車	1台1回につき 730円(1回は、4時間未満)
アスレチックコース	1人1回につき 520円
農林産物加工試作棟	1棟1時間につき 830円
民俗資料展示館	1棟1時間につき 830円
ウッディドーム	全面1時間につき 1,880円
ウッディドーム照明	全面1時間につき 1,250円
シルクの里工房	1棟1時間につき 830円
グラウンドゴルフ場	1人1回につき 1,040円
多目的周遊コース	1人1回につき 1,040円 コースの貸切 1時間につき 1,880円

備考 冷房施設又は暖房施設を使用した場合は、市長が別に定める額を加算する。

別表第3備考(5)及び別表第4備考(4)中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(大垣市山村体験宿泊施設設置条例の一部改正)

第15条 大垣市山村体験宿泊施設設置条例(昭和58年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第11条関係)

1 宿泊料等

区分		市内居住者		市外居住者	
		大人	小人	大人	小人
宿泊料(1人当たり)	1人で利用	円 3,010	円 —	円 3,980	円 —
	2人で利用	2,410	1,200	3,130	1,560
	3人以上で利用	1,800	950	2,410	1,200
セミナーハウス宿泊料(1人当たり)		1,430	830	2,040	1,070
休憩料(2時間当たり 1人につき)		470	230	590	340

備考

- (1) 宿泊の使用時間は、午後4時から翌日の午前10時までとする。
- (2) 「市内居住者」には、事務所の所在地が市内にある団体を含む。
- (3) 大人とは、高校生以上の者をいう。
- (4) 小人とは、小学生及び中学生をいう。
- (5) 附属設備、備品、冷暖房設備等を使用したときは、市長が定める額を加算する。
- (6) セミナーハウスの宿泊者は、原則として5人以上の利用者とする。

2 研修室利用料金

区分	研修室(1室当たり)		セミナーホール		セミナーハウス和室(1室当たり)	
	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者
午前 9時～12時	円 830	円 1,320	円 1,560	円 2,410	円 590	円 950
午後 13時～17時	1,200	1,800	1,800	3,010	830	1,430
夜間 18時～21時	1,800	2,770	2,410	3,610	1,200	2,410

全日	9時～ 21時	3,610	5,420	4,830	7,250	2,410	4,220
使用時間 延長(1時 間につき)		340	470	470	590	340	470

備考

(1) 「市内居住者」には、事務所の所在地が市内にある団体を含む。

(2) 附属設備、備品、冷暖房設備等を使用したときは、市長が定める額を加算する。

別表第2中「59,400」を「60,500」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

(大垣市火葬場条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の大垣市火葬場条例別表の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大垣市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第4条の規定による改正後の大垣市駐車場条例別表第1の規定は、施行日以後に発行する定期利用券に係る駐車料金及び保管料金について適用し、施行日前に発行した定期利用券に係る駐車料金及び保管料金については、なお従前の例による。

(大垣市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第5条の規定による改正後の大垣市自転車等の放置の防止に関する条例第17条第2項の規定は、施行日以後に保管を開始する自転車等について適用し、施行日前に保管を開始した自転車等については、なお従前の例による。

(大垣市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第6条の規定による改正後の大垣市道路占用料徴収条例第2条第6項の規定は、施行日以後の許可に係る占用料について適用し、施行日前の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

(大垣市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第7条の規定による改正後の大垣市準用河川流水占用料等徴収条例第3条第3項、別表第1及び別表第3の規定は、施行日以後の許可に係る土地占用料、流水占用料及び河川産出物採取料について適用し、施行日前の許可に係る土地占用料、流水占用料及び河川産出物採取料については、なお従前の例による。

(大垣市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第8条の規定による改正後の大垣市水道事業給水条例第23条第2項及び第3項の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用する。ただし、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 9 第8条の規定による改正後の大垣市水道事業給水条例第29条第3号の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

(大垣市簡易水道の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 第9条の規定による改正後の大垣市簡易水道の管理に関する条例第14条第1項の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用する。ただし、施行日前から継続して供給している簡易水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 11 第9条の規定による改正後の大垣市簡易水道の管理に関する条例附則第5項の規定は、施行日以後の申込みに係る加入納付金について適用し、同

日前の申込みに係る加入納付金については、なお従前の例による。

(大垣市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 2 第10条の規定による改正後の大垣市下水道条例第19条第1項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。

(大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 3 第11条の規定による改正後の大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。ただし、施行日前から継続している農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した使用料(施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日(その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。

(月数の計算)

- 1 4 附則第8項ただし書、第10項ただし書、第12項ただし書及び前項ただし書の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(大垣市駅前広場等管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 5 第12条の規定による改正後の大垣市駅前広場等管理条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日以前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大垣市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 6 第 1 3 条の規定による改正後の大垣市都市公園条例別表第 2 の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 7 第 1 4 条の規定による改正後の大垣市かみいしづ緑の村公園及び関連施設設置条例別表第 2 から別表第 4 までの規定は、施行日以後の許可に係る利用料金及び使用料について適用し、施行日前の許可に係る利用料金及び使用料については、なお従前の例による。

(大垣市山村体験宿泊施設設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 8 第 1 5 条の規定による改正後の大垣市山村体験宿泊施設設置条例別表第 1 及び別表第 2 の規定は、施行日以後の許可に係る利用料金及び使用料について適用し、施行日前の許可に係る利用料金及び使用料については、なお従前の例による。

議第40号

大垣市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

大垣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大垣市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条第3項の規定は、施行日以後の療養又は医療の提供に係る使用料及び手数料について適用し、施行日前の療養又は医療の提供に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

議第 4 1 号

大垣市子育て総合支援センター条例の一部改正について

大垣市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 3 月 4 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例

大垣市子育て総合支援センター条例（平成 2 2 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 9 条関係）

室名		使用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
多目的ホール			1,570円	1,570円	2,090円	4,710円
会議室	全室使用		830円	830円	1,250円	2,510円
	分割使用		410円	410円	620円	1,250円
研修室			520円	520円	830円	1,570円
調理実習室	会議等の開催		520円	520円	830円	1,570円
	調理設備の使用		1,040円	1,040円	1,360円	3,140円

備考 使用者が冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、市長が定める額を加算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日以前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

議第 4 2 号

大垣市教育振興基金条例の廃止について
大垣市教育振興基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 3 月 4 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市教育振興基金条例を廃止する条例
大垣市教育振興基金条例（平成 1 5 年条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

議第43号

上石津町及び墨俣町の編入に伴う大垣市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する条例の廃止について

上石津町及び墨俣町の編入に伴う大垣市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日 提出

大垣市長 小 川 敏

上石津町及び墨俣町の編入に伴う大垣市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する条例を廃止する条例

上石津町及び墨俣町の編入に伴う大垣市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する条例（平成17年条例第46号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

平成31年3月4日 提出

大垣市長 小川 敏

専第1号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成31年2月14日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 15万4,823円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |
| 3 事案の概要 | 平成25年3月1日から同年3月20日までの間、大垣市青墓町●●●●●地内において、青少年憩いの森遊歩道の展望台整備中、市が管理する樹木を伐採する際に誤って相手方所有の樹木も伐採し、損害を与えた。 |